

資料1

恩納村エコツアーリズム推進協議会

第1回専門部会

次第

日時：令和8年2月9日（月）16：00～18：00

会場：恩納村役場2階 第2会議室

1. 開会
2. 委嘱式
3. 主催者挨拶
4. 委員自己紹介
5. 恩納村エコツアーリズム推進協議会規約
6. 委員長選任
7. 恩納村エコツアーリズム推進協議会実施計画説明
8. 第1回検討委員会振り返り
9. 今後の取組みについて
10. 閉会

【配布資料】

資料1：次第

資料2：恩納村エコツアーリズム推進協議会規約

資料3：恩納村エコツアーリズム推進協議会実施計画

資料4：第1回検討委員会振り返り

（別紙）

別紙1：恩納村エコツアーリズム推進協議会_第1回検討委員会_議事録

恩納村エコツーリズム推進協議会 規約

令和7年4月1日制定

(名称)

第1条 この協議会は、恩納村エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、恩納村において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とし、幅広い関係者が連携し、検討、合意形成を行う。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 恩納村エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること。
- (2) 恩納村エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること。
- (3) その他、恩納村エコツーリズムの推進及び利用ルールの検討に必要な事項。

(構成)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱及び任命する。

- (1) 行政機関
- (2) 地元関係団体の代表
- (3) 地元事業者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他、村長が必要とする者

(会議機関)

第5条 協議会には、次の会議機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 検討委員会、専門部会、ワーキンググループ等

(役員の職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第8条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第9条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(構成)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(開催)

第11条 総会は、毎年1回以上開催する他、会長が必要と認めたときに開催する。

(議決方法等)

第12条 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(意見の聴取等)

第14条 会長は、必要に応じて会員以外の者を総会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第15条

1 協議会の事務局は、恩納村商工観光課において処理する。

2 事務局の業務は、一部を適切な団体に委託させることができる。

(監査等)

第16条 会長は、毎年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の20日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第15条の事務所に備え付けておかななければならない。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 恩納村エコツーリズム推進協議会 実施計画書

令和7年7月29日



恩納村

恩納村エコツーリズム推進協議会

恩納村長 長浜善巳

恩納村は、沖縄本島のほぼ中心部、西海岸側に位置し、その美しい自然条件から全域が沖縄海岸国定公園に指定され、マリンスポーツ・レジャー等の憩いの場として親しまれており、現在では、沖縄県を代表する観光リゾート地として毎年多くの観光客で賑わいを見せております。恩納村は2018年より、村民一人ひとりが自然環境に対する意識の向上を図り、本村の豊かな自然環境の保全と育成を行い、官民一体となって、地域資源を活かした恩納ブランドの確立に向け、『「サンゴの村宣言」プロジェクト～世界一サンゴにやさしい村～』に取り組んでおります。このプロジェクトは、生まれ育った恩納村に誇りを持てるような人材育成にもつながるものと期待しております。

今後、地域を支え、地域自らの知恵や資源を活かした地域活性化策が、必要不可欠です。幸いにして、本村では歴史、文化、自然、観光、特産品等、多くの魅力ある資源があります。行政、企業、地域の皆さまと一緒に知恵を出し合い、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや、新産業を創出する6次産業化を推進しております。

私ども恩納村役場職員一同は、村民の皆さまをはじめ、恩納村に関心を寄せていただいております多くの方々に「観光リゾート村・恩納村に来てよかった、また来たい!」とと思っていただけるような、心温まるおもてなしを心がけております。このホームページや本村の施策を通して、恩納村をより身近に感じ、関わりを深めていただければ幸いです。



協議会設立の背景と目的

(1) 目指すありすがた

①恩納村第6次総合計画（恩納村第2期総合戦略）

■基本理念

- (1) 自然を愛し、人と自然が共生する美しい村
- (2) 人間を尊び、互いを支え合う心豊かで共生の村
- (3) 子どもたちの伸びゆく力を育て、活力ある村
- (4) 心も体も健康で、安心して暮らせる村
- (5) 魅力あふれる活力のある元気な村

■将来像

恩の青 豊かな緑 輝く人々
未来へつなごう 恩納村

(1) 目指すありすがた

①恩納村第6次総合計画（恩納村第2期総合戦略）

■基本目標（一部抜粋）

4 【産業・経済】 恩納ブランドをいかした活力と魅力ある産業の村

4-2 水産業の振興 ・ 里海と漁業環境の保全・再生

4-4 観光業の振興 ・ 地域資源の保全と活用の観光振興

5 【環境】 ・ 美しい自然と調和した潤いのある村

5-1 自然環境の保全・創出 ・ 海域生態系の保全と創出・陸域環境の保全と創出・景観の保全と創出

5-2 生活環境の保全・創出 ・ 循環型社会の構築・公害対策の充実・環境衛生の向上


(1) 目指すありすがた

② 恩納村第2期SDGs未来都市計画

■ 2030年のあるべき姿

- ① サンゴにやさしいライフスタイル
- ② 世界水準のスマート・エコリゾート
- ③ ネイティブが活躍するむら

■ 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット (環境)

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 14 (14.1/14.2)	指標: 造礁サンゴ類被度 25%以上の割合		
	現在(2020年): 50%	2030年: 50%	

(取り組みのゴール※抜粋)

行政がサンゴ保全を図るだけでなく、サンゴを傷つけない、環境に優しい商品を購入する、省エネを心がける、自然環境について学ぶ、自然の中で遊ぶ等、サンゴに優しいライフスタイルの村民への普及を図り、村民の生活と豊かな自然が共存していくように啓発活動を行う。また、観光振興への取り組みを進めるとともに、(仮称)環境税(持続的なむらづくり推進税)やGreen Fins(後述の導入などを行い、サンゴを始めとした自然環境の保全を図る。


⇒次ページに続く

(1) 目指すありすがた

② 恩納村第2期SDGs未来都市計画

■自治体SDGsの推進に資する取組

① サンゴを中心とした豊かな自然あふれる社会の実現

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
14  14.2	指標: 造礁サンゴ類被度 25%以上の割合	
	現在(2020年): 50%	2024年: 50%
14.c	指標: 養殖サンゴ植え付け本数	
	現在(2020年度): 34,997本	2024年: 43,000本
11.a	指標: 啓発セミナーなどへの参加人数	
	現在(2020年度): 624人	2024年: 1,500人

【取り組みの概要】

サンゴの保護・再生や、こうした活動への企業参画の促進及び財源の確保、さらに村民の生活の中に環境への配慮が根付くような啓発活動を行っていくことにより、サンゴを中心とした豊かな自然あふれる社会を実現する。

② 多様なステークホルダーと連携したサステナブルツーリズムの実現

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
12  12.8	指標: ローカル認証を取得した製品・サービス数 民間事業者と連携した持続可能な消費促進に関する取り組み	
	現在(2020年): 0件	2024年: 3件
14  8.9	指標: 恩納村ダイビング協会加盟店のうち Green Fins を導入する店舗の割合	
	現在(2020年): 20%	2024年: 50%
8  8.1	指標: 1人当たり村民所得	
	現在(2018年度): 2,955千円	2024年: 2,980千円
8  8.1	指標: 経済活動別市町村内総生産におけるサービス業の総生産額	
	現在(2018年度): 17,647百万円	2024年: 18,000百万円

【取り組みの概要】

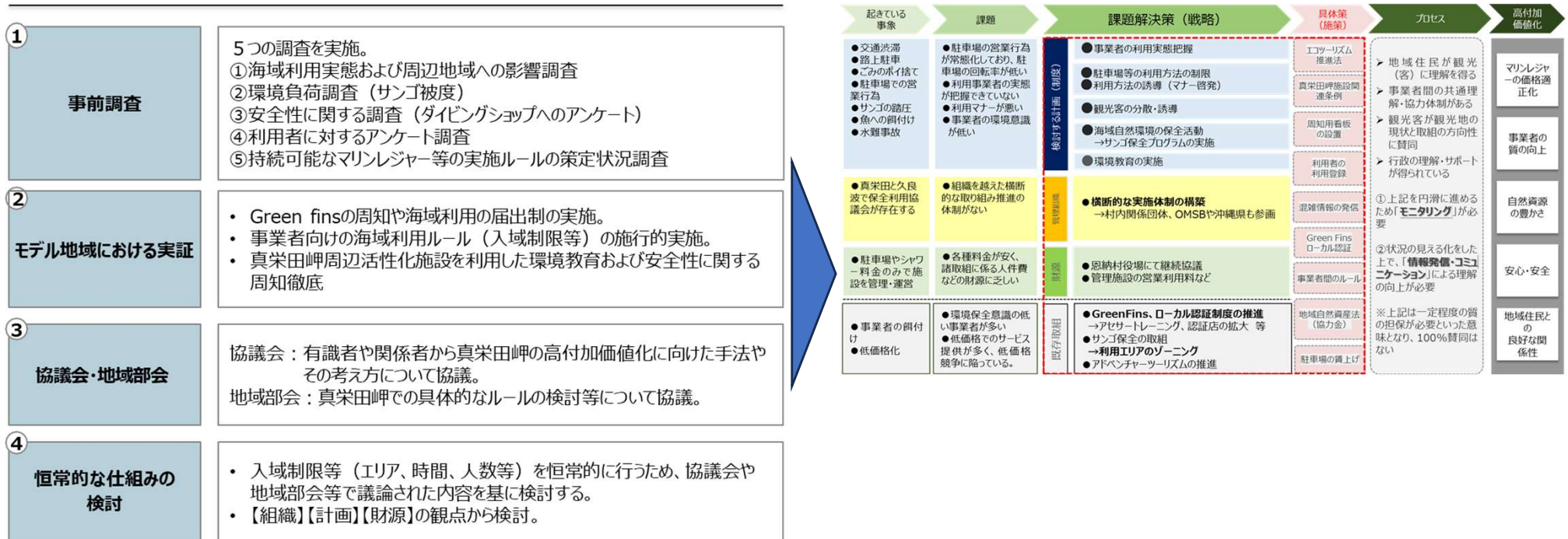
観光・消費活動が環境保全に繋がる仕組みの導入、自然環境負荷の小さな観光スタイルの創出や観光客への啓蒙を行い、恩納村の観光の高付加価値化・ブランディングにつながるような有機的なつながりを構築する。

令和3年度

環境に配慮したマリンレジャー等の自然フィールド利活用に係る持続可能で高付加価値な海洋観光の推進に向けた実証事業

沖縄観光においてはマリンレジャーが最重要コンテンツの一つであるが、許容量を超える利用者が訪れることによる環境負荷（サンゴ礁の減少、自然生物への悪影響）やオーバーツーリズムによる地域への負荷（違法駐車、交通渋滞、維持管理コストの増加等）、安全面の問題（事故等の増加、リスクの増大）等の弊害が生じている。

本事業では、恩納村真栄田岬を拠点にこれらの問題を解決するとともに、マリンレジャーの持続可能で高付加価値な海洋観光の促進に向けて、自然フィールドの観光利用（特に海域とその周辺エリアあど）のあり方について検討を行うため、恩納村真栄田岬周辺エリアにおける一部制限等の実証事業を行った。



エコツーリズム推進法による「特定自然観光資源の範囲指定」と「海域利用ルール」を策定し、自然環境の保全と観光振興の両立を図るための取り組みをすすめることが協議会全会一致で承認された。

令和6年度

恩納村オーバーツーリズム抑制による観光推進事業

令和3年度実証事業で、エコツーリズムの推進を図る方針が示されたが、関係者の合意形成等が進まず、具体的な取組みが進まなかったが、コロナ禍が去り、真栄田岬やその周辺をはじめとした海域等における環境負荷や周辺地域のオーバーツーリズム問題は顕在化する状況となっていた。

そこで、恩納村では過年度実証事業を改めて振り返り、海域利用に限らず周辺地域も含めたオーバーツーリズム対策を進めることを目的として、各種調査や協議会による対応策の検討を行った。

(5) 事業の全体像

①関係者への周知・説明

- ・多様な関係者への周知と事前説明
- ・過年度調査などの情報を整理し提供
- ・参加しやすい環境の整備
- ・事業説明会
- ・セミナー

②事前調査

- ・過年度実証事業を補完する調査の実施
- ・現状の実態を把握
- ・多様な関係者から意見を聴取（特に地域住民や事業者）
- ・過年度調査を担当した沖縄環境科学センターと連携（調査、観測の精度を担保）

③協議会資料作成

- ・事前調査の結果を取りまとめ
- ・過年度実証事業の内容を整理
- ・他地域等の先進事例調査
- ・検討が想定される制度、仕組み等の調査
- ・論点の整理と絞り込み

協議会の開催（全3回）

第1回（9月下旬）

- （主な議題）
- ・協議会開催要旨
 - ・事業概要（目的、現状と課題）
 - ・過年度実証事業の共有
 - ・検討方法について
 - ・意見交換

第2回（10月下旬）

- （主な議題）
- ・課題解決策（事務局案）の提示
 - ①各種制度、仕組みについて
 - ②他地域先進事例等の共有
 - ③実現に向けた方策について
 - ・意見交換

第3回（11月下旬）

- （主な議題）
- ・課題解決策（修正案）の提示
 - ・次年度取り組み内容について
 - ・意見交換

報告書のとりまとめ

- ・協議会の検討結果をまとめ、次年度の取り組みに向けた事業計画を整理する

協議会において、改めてエコツーリズム推進法の適用による、自然フィールドの利用ルールを定め、ガバナンスの構築を図ることが全会一致で承認された。

(1) 目的

恩納村の観光において、マリンレジャーは重要コンテンツの一つであるが、利用者が集中する真栄田岬は許容量を超える利用者が訪れることによる環境負荷（サンゴ礁の減少、自然生物への悪影響）やオーバーツーリズムによる地域への負荷（違法駐車、交通渋滞、維持管理コストの増加等）、安全面の問題（事故等の増加、リスクの増大）等の弊害が懸念されている。

持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地域のあるべき姿をイメージし、地域の実情に応じた具体策を講じる必要がある。

恩納村では、令和6年度「オーバーツーリズム抑制対策協議会」を開催し、「持続可能な観光」の実現を図るための具体的な方策について検討を行い、エコツーリズム推進法の活用による、課題解決を目指すことが全会一致で承認された。

令和7年度、恩納村エコツーリズム推進協議会を設立し、恩納村エコツーリズム全体構想の策定及び自然フィールドの観光利用におけるルール作り、推進体制の構築等について協議を行うことを目的とする。

(2) 懸念事項

現在顕在化している懸念事項

関係者等への事前ヒアリング、過年度実証事業等によって見えてきた問題

環境負荷の増大

当該エリアでの、**許容量を超える利用者の増大**によって、生態系への悪影響が発生している。特に、サンゴ礁や生物への影響は大きな問題となっている

生活環境への悪影響

当該エリア周辺へのアクセスが増大し、交通渋滞、違法駐車、騒音、ゴミのポイ捨てなど、**住民にとって過大な負荷やストレス**が発生している

安全性の低下

当該エリアにおいて「**低単価×大人数×高回転率**」によって売上拡大を図る、**モラルの低い事業者**によって、**溺水事故が増加し、死亡事故（年2～6件）が毎年発生している**

恩納村のマリンレジャーにおける現状と課題

調査で浮き彫りになった問題点

(1) 問題の種別

発生している事象	種別ごとにまとめ
交通渋滞の発生 路上駐車、違法駐車 生活エリア内のレンタカー等の増加（事故等への懸念） 近隣駐車場での集合、営業行為 騒音の発生 駐車場のオーバーフロー（許容量超過） ゴミのポイ捨て、放置 駐車場での露店営業行為 漁港での営業行為 公園施設に機材を置いている（200個以上） サンゴへの接触、踏圧、破壊、魚の餌付け行為 1対多数でのガイド行為 遊泳者近辺でのジェットスキー運航 一般利用者の増加（ガイドなし） 一般利用者と事業者が混在している 体調不良、事故の際の緊急対応、医療機関 海域全体、洞窟内の混雑発生 乗船料が安すぎる 漁業関係者との連携（意思疎通）が図れていない 日雇いガイド 顧客のシェア（労力の貸与） 無届での事業行為 海域の正確な利用者数が把握できていない 事業者名など利用者が分からない 小型旅客船の登録、申請 無届と思われる外国人事業者の急増 水上安全条例の届出をしていない事業者の存在	周辺環境への影響に関する問題
	施設利用の在り方に関する問題
	自然環境への悪影響
	安全性に対する問題
	観光の質に関する問題
	コンプライアンスの問題

(1) 課題解決の方向性

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

周辺環境への影響に関する問題

【生活環境への負荷軽減】

交通渋滞、違法駐車、ゴミ処理、騒音対策、危険運転等の是正を図るため、一般利用者、事業者等に対する利用マナー向上に向けた啓発活動

施設利用の在り方に関する問題

【活性化施設の適正利用】

駐車場をはじめとした施設の適正利用を促進するため、**条令の厳格化**（見直し等も含め）を図る。

真栄田岬周辺活性化施設の駐車場混雑緩和を図ると同時に、目的外利用の是正によって、現地集合・現地解散を抑制し、待機渋滞等の緩和を図る。

【漁港施設の適正利用】

漁港施設の観光利用による混乱（違法駐車や施設の無断使用など）が生じることを無いよう関係者間の調整を図るとともに、利用者への周知を図る。

また、各船主との調整を図り、ボート利用の適正化について新たな仕組みを構築する。

①交通渋滞の抑制

②違法駐車抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

(1) 課題解決の方向性

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

自然環境への悪影響の問題

【海域利用のルール策定】

法規制による統制(※ガバナンス)を強化し、自然環境の保全と観光利用の両立を図るとともに、保全区域を設定し立入や利用に関する**事前申請と承認**(許認可制度)の仕組みを構築。

Greenfins認定を承認要件とすることで、サンゴや生態系への影響を抑制する。

【環境許容量(※キャリングキャパシティ)の設定】

適正利用の数値目標を定め、環境許容量(※キャリングキャパシティ)を設定し、周辺生活環境や自然環境への影響を軽減するとともに、利用者の満足度を向上し、経済的付加価値の創出と環境保全のバランスを図る。

安全対策に関する問題

【適正利用に向けた利用ルールと承認条件の設定】

①交通渋滞の抑制

②違法駐車 of 抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足 of 向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

(1) 課題解決の方向性

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

観光の質に関する問題

【環境にも人にも社会にもやさしい観光の実現】

統制（ガバナンス）の強化によって価格競争からの脱却を図り、環境保全や安全対策等に再投資可能な健全経営を促進し、高付加価値な観光の実現を目指す

①交通渋滞の抑制

②違法駐車 of 抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足 of 向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

コンプライアンスの問題

【法令遵守・モラルの向上】

法規制による統制（ガバナンス）の強化を図り、保全区域への立入や利用に関する**事前申請と承認**（許認可制度）の仕組みを定め、各種法令や条令（水上安全条例、その他の条令等）コンプライアンスの遵守を必須条件とする。

また、法令や条令のみならず、社会的モラルに対する意識啓発を図るための要件や周知活動を行う。

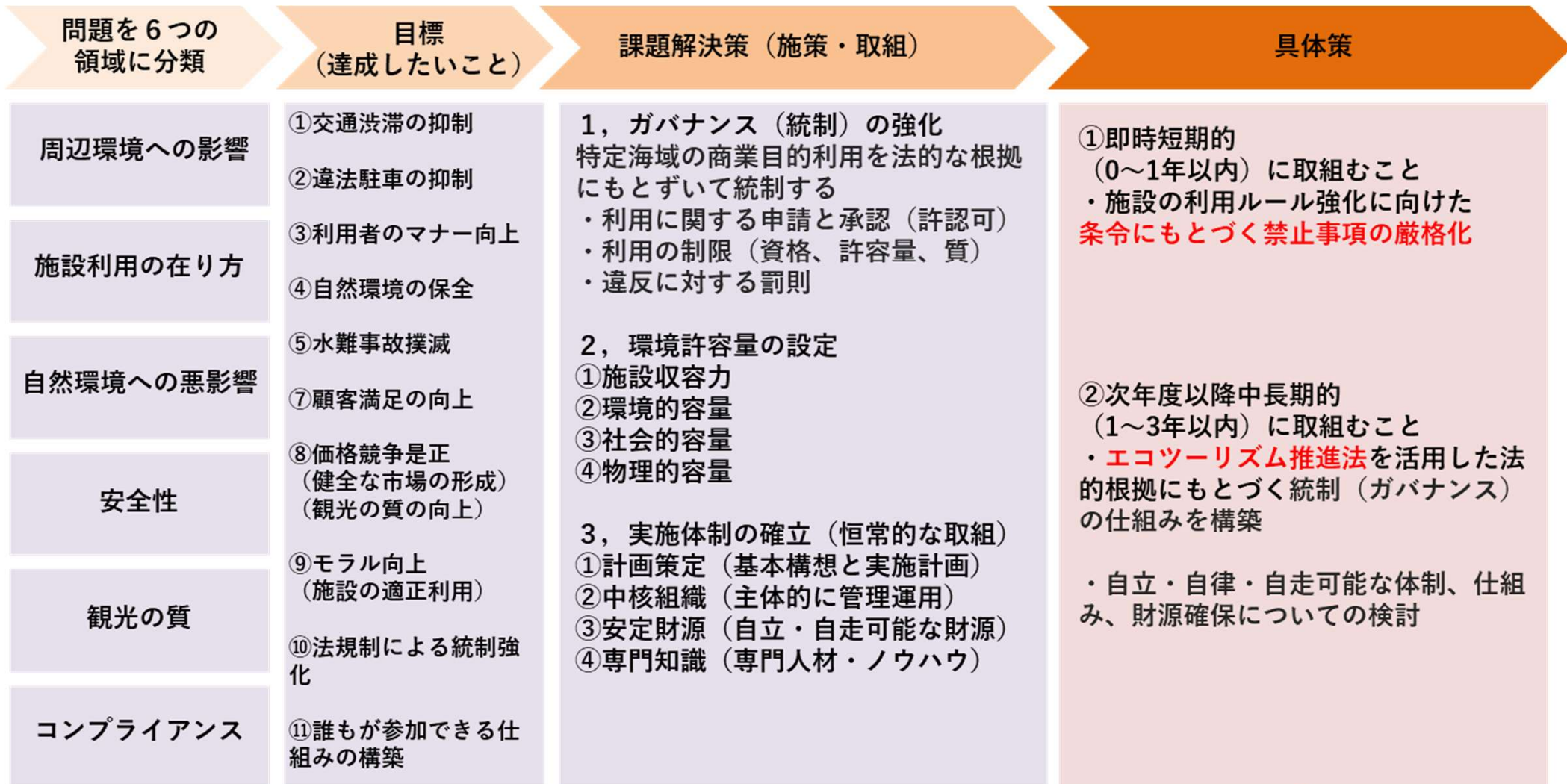
多様な関係者による議論の場を形成

【恒常的な議論、検討の場を形成する】

法規制による統制（ガバナンス）の強化を図り、保全区域への立入や利用に関する**事前申請と承認**（許認可制度）の仕組みを構築するためのルールや細則などを検討するにあたり、多様な関係者が参画できる“場”を形成し、時代背景や状況に合わせて改善を行っていく仕組みを構築する。

課題解決に向けた施策・取組み

(1) 課題解決に向けた施策・取組み



- 多様な関係者が参画することができる“場づくり”
- 法的な根拠にもとづく新しい統制の仕組みによって、人と自然と社会にやさしい観光を実現する
- 既存の取組、組織等を活用し、スムーズな運用を目指す
- 自立・自律・自走可能な実施体制を構築する

実施内容

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、当該自然環境資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

- 環境問題への関心の高まり
- 観光による自然への悪影響（踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等）

推進の枠組み

基本理念

- 自然環境への配慮
- 観光振興への寄与
- 地域振興への寄与
- 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

- 市町村は、事業者、NPO等、土地所有者、関係行政機関による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
⇔ エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣*に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。
⇔ 汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

*主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

——地域の自然や文化等をいかした地域活性化の取組への支援

国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援します。

1 エコツーリズム活性化支援事業（交付金）

地域が取り組む魅力ある

エコツアープログラムづくり等への支援

- エコツーリズムやジオツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- 地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- 国が地域協議会に対しプログラムづくり等に要する経費の1/2を交付
- 1協議会あたりの交付額の上限は1000万円



2 エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業



エコツーリズムの推進に伴う
地域の課題解決への支援

- エコツーリズム等を活用した地域活性化に取り組む地域に対して、有識者をアドバイザーとして派遣
- エコツーリズムの推進にあたっての課題の解決を支援

3 エコツーリズムガイド養成事業

エコツアーの質を決定する大きな要素である

ガイドの育成を実施

- 既存の自然学校等を活用し、JT等による質の高いガイドの養成
- エコツーリズムに関する求人情報の提供による就労支援



エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境への配慮、観光振興への寄与、地域振興への寄与、環境教育への活用

全体構想が認定されるとできるようになること

地域資源の保護

これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。

立ち入りの制限

必要に応じて、特定観光資源が所在する区域への立ち入り人数の制限を行うことができます。

広報

国が、認定地域の取組を全国にPRします。

エコツーリズム推進法の活用

エコツーリズムを活用するための必須事項

推進協議会の設置

- ・市町村は、エコツーリズム推進協議会（以下、協議会）を設置できる。
- ・協議会は
 - ①全体構想の作成
 - ②エコツーリズム推進に係る連絡調整

市町村は、「特定事業者、地域住民、NPO、専門家、土地の所有者、その他事業者など並びに、行政機関等」からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができる。

また、事業者等は、市町村に対し法定協議会の設置を求めることができる。
※但し、全体構想の素案を事前に作成する必要がある。

全体構想の策定（認定）

- ・主務大臣は、
 - ①基本方針に適合する
 - ②全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものと認められた場合は、全体構想の認定を行う。

- エコツーリズムを推進する地域
- 主たる自然観光資源の名称及び所在地
- エコツーリズムの実施の方法
- 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
- 協議会に参する者の名称又は氏名及びその役割分担
- その他のエコツーリズムの推進に必要な事項

特定自然資源の指定

市町村長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要があるものを**特定自然観光資源**として指定できる。

特定自然観光資源の区域内においては、その汚損、損傷等を行ってはならない。

市町村長は、特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められたときは、当該区域への立ち入りについて制限をかけることができる。その場合は、市町村長の承認を受けた者以外は区域内に立ち入ることができない。

※罰則規定あり（30万円以下）

（一部抜粋）

エコツーリズム推進に重要な3要素

エコツーリズム全体構想の策定にあたって、最も重要な要素は以下の3つ

ルール

- ・ルールによって保護する対象
- ・ルールの内容及び設定理由
- ・ルールを適用する区域
- ・ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

ガイダンス（ガイド）

- ・地域におけるエコツアーの基本的な考え方
- ・主なガイダンス及びプログラムの内容
- ・実施される場所
- ・プログラムの実施主体

モニタリング

- ・モニタリングの対象と方法
- ・モニタリングに当たっての各主体の役割
- ・評価の方法
- ・専門家や研究者などの関与の方法
- ・モニタリング及び評価の結果の反映の方法

3. 利用ルール

- ・一般利用者向けのルール及びマナー、配慮事項として26項目を設定。
- ・下表の内容に関して事業者向けのルール（ガイド1人当たりの客数制限など）を設定。

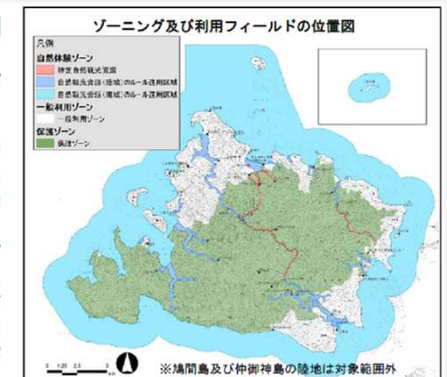
	陸域	海域
共通ルール （※カッコ内はルールの項目数）	<ul style="list-style-type: none"> ○動植物や自然への影響の抑制（8） ○迷惑行為の防止（4） ○ゴミやトイレの処理（2） ○安全管理（3） ○その他（4） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全（7） ○船長、船の航行（7） ○ポイントの利用方法（7） ○ポイント付近での航行（4） ○アンカーリング（7） ○港湾利用（2） ○安全管理（12） ○ルールの遵守（4）
個別ルール	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイド1人あたりや1事業者当たりの案内人数の規定（エリア毎） ○自然観光資源として利用可能な範囲 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイド1人当たりの案内人数（アクティビティ毎） ○パラス島利用ルール ○その他



5. モニタリングや推進の

体制

- ・自然観光資源の利用者数や自然環境の状況等についてモニタリング調査を行い、専門家との関与の下で結果の評価を行い、利用ルールの見直しや保全事業等の対策を実施する。
- ・竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のもとに、モニタリング評価委員会、ガイド事業者との調整を行うワーキンググループ等設ける。



実施内容

取組みの全体像

(1) 取組みの全体像

①関係者への周知・説明

- ・多様な関係者への周知と事前説明
- ・過年度調査などの情報を整理し提供
- ・参加しやすい環境の整備
- ・説明会、セミナー・勉強会等の開催

②調査

- ・観光利用実態調査（自然フィールド）
- ・環境負荷調査
- ・特定自然観光資源調査（暫定）
- ・アンケート調査

③協議会運営

- ・調査資料の整理
- ・他地域等の先進事例調査
- ・問題解決に向けた対策
- ・論点の整理と絞り込み

協議会（全3回）

第1回（7月29日）

（主な議題）

- ・協議会開催要旨
- ・実施計画の説明
- ・エコツーリズム全体構想について
- ・意見交換

第2回（10月28日）

（主な議題）

- ・エコツーリズム全体構想について
- ↳ 専門部会検討内容報告
- ・意見交換

第3回（1月27日）

（主な議題）

- ・エコツーリズム全体構想について
- ・次年度取組み内容について
- ・意見交換

専門部会（年3回程度）

環境保全部会

- ・特定自然観光資源（範囲等）の検討など
- ・自然フィールドの利用ルールの検討

報告書作成

- ・協議会の検討結果をまとめ、次年度の取組みに向けた実施計画を作成

(2) 実施項目

1, 推進体制の構築

①エコツアー推進協議会の設置

- (1) 協議会規約制定
- (2) 協議会運営方針の策定
- (3) 協議会委員選定

②エコツアー推進協議会_専門部会の設置

- (1) 専門部会運営方針策定
- (2) 専門部会委員選定

③運営体制確立（事務局の設置）

- (1) 恩納村役場内に事務局機能を構築
- (2) 事務局運営支援、地域コーディネーターの配置

2, 調査

①恩納村全域における海域等の観光利用実態調査

②環境負荷調査（①による5地点程度を抽出）

③特定自然観光資源の範囲指定に向けた調査

3, 全体構想の策定

全体構想の基本構成（必須項目）

①エコツーリズムを推進する地域

②対象となる自然観光資源

③エコツーリズムの実施の方法

④自然観光資源の保護及び育成

⑤協議会の参加主体

⑥その他エコツーリズムの推進に必要な事項

4, エコツアーの商品化・マーケティング

①エコツアー商品の企画・開発

②ガイド人材の育成

③ツール開発

④プロモーション

5, 資源保全（モニタリング）

①モニタリング・評価の考え方

②モニタリングの実施

③評価と反映

6, 持続的な運営体制の確立

①恩納村の各種上位計画と連動した推進計画策定

②主体的に活動可能な組織体制の検討

③自立・自律・自走可能な安定財源の検討

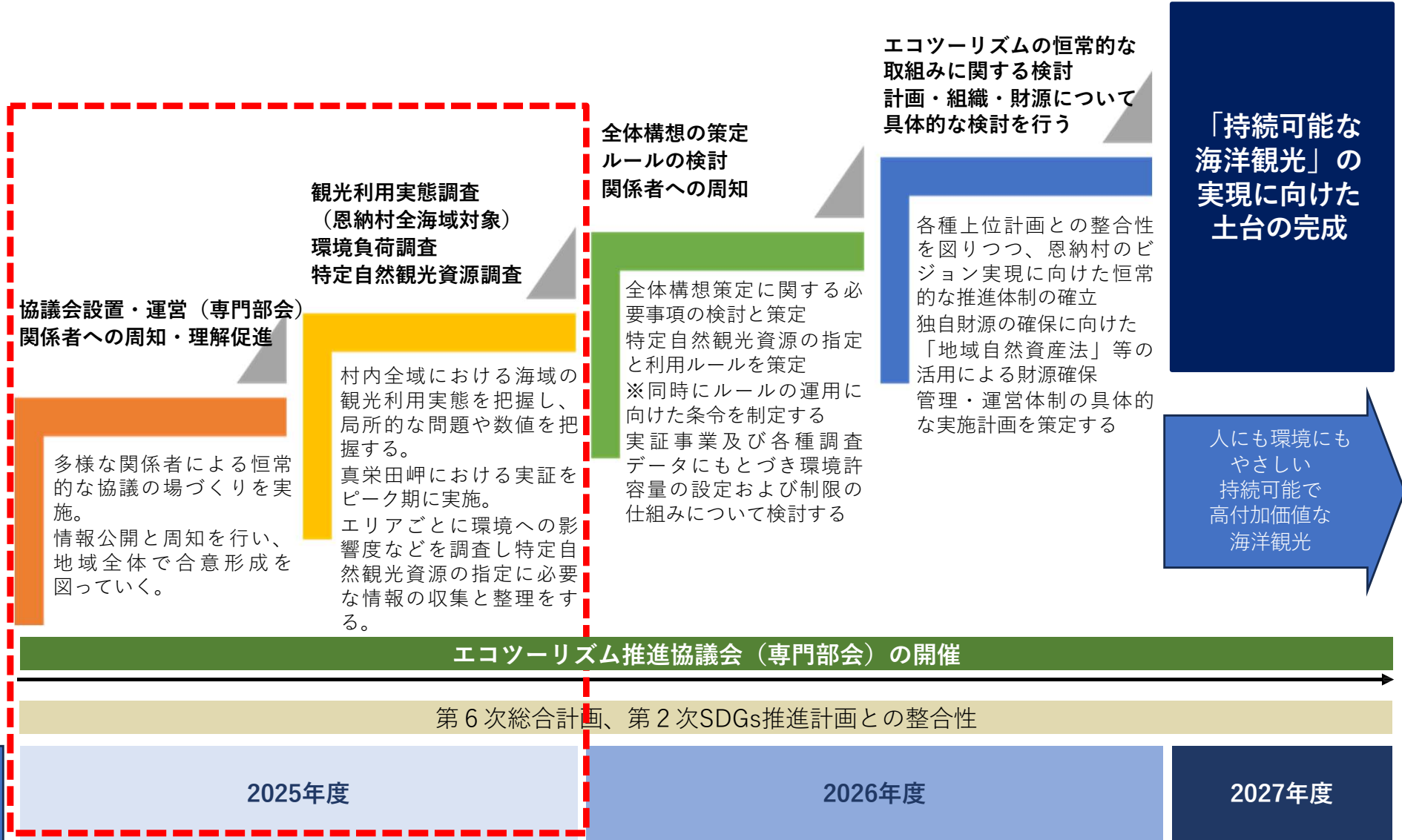
7, 認知拡大と意識啓発

①地域住民、関係者等への周知と理解促進

②観光客等への情報発信

全体構想の認定に向けたプロセス

- ・エコツーリズム全体構想の認定完了（環境大臣）
- ・地域自然資産法の認定



恩納村エコツアーリズム推進協議会
アンケート調査

恩納村エコツアーリズム推進協議会
アンケート調査

(1) アンケート調査（実施概要）

■目的

- ・事業者、観光客、関係者などを対象にエコツーリズムに関する認知度、意識、意向等について調査
- ・恩納村（海域等）を利用する事業者の実態把握に向けた調査
- ・地域の合意形成等に向けた現状把握及び課題抽出

■対象

- ①事業者：営業実態、利用実態、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ②観光客：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ③地域住民：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ④関係者：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）

■手法

ウェブアンケート（QRコード等の周知）

■タッチポイント

HP、LINE、広報誌、説明会、フライヤー・ポスターなど


■サンプル

- ①事業者：100社
- ②観光客：200名
- ③地域住民：100名
- ④関係者：50社

調査

(1) アンケート調査 (実施計画)


①観光客向けアンケート

項目	内容
調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村内におけるマリンレジャー利用時の満足度を調査 (種別、事業者、利用エリアなど)・ エコツーリズムやGreenFins等に関する認知度及び賛否意向を調査・ 財源確保に向けた各種制度等への理解度、賛否意向について調査
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ ウェブアンケート方式 (使用ツール: クエスタント)・ OTA (アソビュー、ベルトラ) 利用者から対象を抽出し、メルマガにてURLを周知・ 回収率向上のため、各OTAで利用できるポイントを付与 (アンケート回答者に100P進呈)
実施期間	<ul style="list-style-type: none">・ ①アソビュー: 11/1~11/15・ ②ベルトラ: 11/16~11/30・ その他メディア: 12/1~12/31※調整中
抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・ 2024年1月~2025年10月までの期間中に、恩納村内のマリンアクティビティを利用・ 恩納村内でサービス提供をしている事業者※村外事業者含む・ OTAを利用して予約したかた※県内在住者を含む
回収目標	<ul style="list-style-type: none">・ OTA対象数: 約10,000人 × 回答率2% = 200人・ その他メディア等でのアンケート周知 = 50人・ 合計250人
設問	<ul style="list-style-type: none">・ アンケートURL <p>https://questant.jp/q/HPYNI8N5</p> 

調査

(1) アンケート調査 (実施計画)


②事業者向けアンケート

項目	内容
調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村内の海域を利用するマリンレジャー事業者の営業実態を調査 (法人形態、規模、売上など)・ エコソリズムやGreenFins等に関する認知度及び賛否意向を調査・ 財源確保に向けた各種制度等への理解度、賛否意向について調査
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ ウェブアンケート方式 (使用ツール: クエスタント)・ 回答用URL及びQRコードを、対象事業者へ配布する・ 恩納村マリンレジャー協会、事業者のグループライン、恩納村公式LINE等で周知
実施期間	<ul style="list-style-type: none">・ 11/1~12/31
抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村内のマリンアクティビティ事業者 (届出事業者リストより抽出)・ 恩納村内でサービス提供をしている事業者※村外事業者含む
回収目標	<ul style="list-style-type: none">・ そんな以外の事業者100サンプル (個人事業主含む)
設問	<ul style="list-style-type: none">・ アンケートURL <p>https://questant.jp/q/OAB38MC7</p> 

調査

(1) アンケート調査 (実施計画)


③地域住民向けアンケート

項目	内容
調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村在住者を対象に、エコツーリズムやGreenFins等に関する認知度及び賛否意向を調査・ マリンレジャー等に対する村民の感情や意識等を調査・ 財源確保に向けた各種制度等への理解度、賛否意向について調査
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ ウェブアンケート方式 (使用ツール：クエスタント)・ 回答用URL及びQRコードを、対象者へ配布する・ 対象事業者へHP、SNS、メール等で周知を図る
実施期間	<ul style="list-style-type: none">・ 11/10～12/31
抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村在住者・ アンケートにて居住地によるセグメントを実施
回収目標	<ul style="list-style-type: none">・ 100サンプル
設問	<ul style="list-style-type: none">・ アンケートURL <p>https://questant.jp/q/3VKVCBDP</p> 

調査

(1) アンケート調査（実施計画）

④観光関係者向けアンケート

項目	内容
調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村内の観光関係事業者を対象に、エコツーリズムやGreenFins等に関する認知度及び賛否意向を調査・ 財源確保に向けた各種制度等への理解度、賛否意向について調査
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ ウェブアンケート方式（使用ツール：クエスタント）・ 回答用URL及びQRコードを、対象事業者へ配布する・ 対象事業者へメール等での周知を図る
実施期間	<ul style="list-style-type: none">・ 11/10～12/31
抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・ 恩納村観光協会会員、商工会会員、飲食業組合加盟事業者等・ 恩納村内のホテル宿泊事業者
回収目標	<ul style="list-style-type: none">・ 100サンプル（個人事業主含む）
設問	<ul style="list-style-type: none">・ アンケートURL https://questant.jp/q/MRGXGXWI 

恩納村エコツアーリズム推進協議会 マリンレジャー利用実態調査

調査計画書(案)

◆ 業務背景および目的

背景：真栄田海岸（青の洞窟）に代表される人気のマリレジャースポットでは、インバウンドを含む来訪客数が増加している。参入障壁が低い業界であることから、質の低いマリレジャー事業者や訪日外国客専門の無許可事業者なども参入し価格破壊を招いており、安全が十分に確保されず水難事故も多発している。また、過剰利用（オーバーツーリズム）により、路上駐車などの地域環境や、サンゴ礁生態系への影響が懸念されており、「無法地帯」が進んでいる。

目的：エコツーリズム推進全体構想の特定地域観光資源の検討に資する情報として、真栄田岬を含む村内の主なマリレジャースポット（陸域からエントリーできる地点）において海域利用実態調査を行い、海域利用者数の実態を精度よく把握する。

◆ 調査項目

① 真栄田岬のマリレジャー利用実態調査

(利用者および乗船者数カウント、タイムラプス撮影等)

② 裏真栄田岬のマリレジャー利用実態調査

(利用者数カウント、タイムラプス撮影等)

③ アポガマの利用実態調査

(路上駐車状況の把握)

④ その他の過剰利用が懸念される地点の現地調査

(関係者ヒアリング、現地踏査による地点検討、利用者数カウント、周辺状況の把握)

①真栄田岬のレジャー利用者数調査

目的：施設からの海域利用者数、乗船者数の現況把握

◆調査方法

真栄田岬の階段上から動画を撮影し、施設利用者数を記録する（後日にカウント）。船舶からエントリーする乗船者数は、双眼鏡を用いて調査員が随時カウントを行う(スノーケルorダイビングも識別して記録)。

また、海域の利用範囲および利用者の密度を算出するために、海域全景が見渡せる位置（ハイアングル位置）からタイムラプス撮影を行う。

調査時期： 8～9月の**休日**のいずれか1日 ※施設からの海域利用が可能な海象条件の日

調査時間： 8：00～17：00頃

<2024年の調査実施状況>



②裏真栄田岬のレジャー利用者数調査目的：海域利用者数の現況把握

◆調査方法

裏真栄田ビーチおよびハユウ浜から海域に入域する利用者数のカウントを行う。

また、海域の利用状況を把握するために、ハイアングル位置からタイムラプス撮影を行う。

調査時期： 8～9月の休日のいずれか1日 ※真栄田岬施設からの利用ができない海象条件の日

調査時間： 8：00～17：00

<調査位置図>



<調査位置 詳細図>

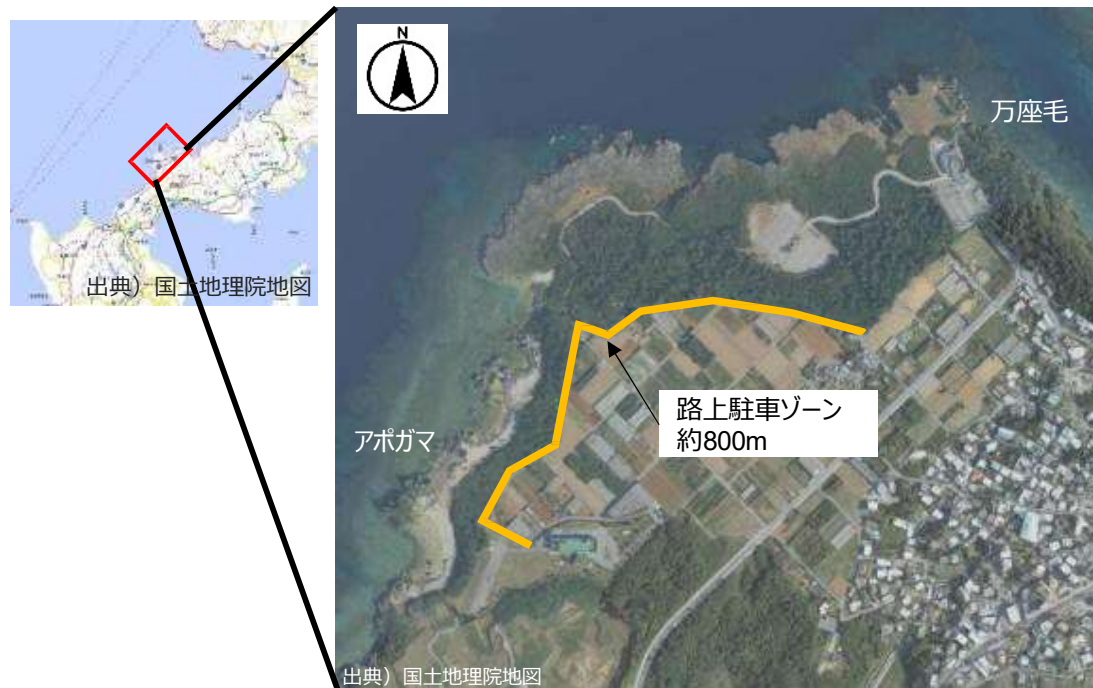


③アポガマの利用実態調査

目的：地域で問題が顕在化している農道での路上駐車状況の把握

◆ 調査方法

- 路上駐車が多い区域において、1～2時間おきに路上駐車状況を記録する。
- 調査時期： 7～9月の間でいずれか1日 ※調査地点への入域が可能な海象条件の日
調査時間： 8：00～17：00



④ その他の過剰利用が懸念される地点の現地調査

目的：過剰利用や地域環境影響が懸念される地点の現状把握

◆ 調査方法

事前にマリンレジャー協会や各地域の区長などにヒアリングを行い、調査地点の検討を行う。
選定した地点において、陸域からの海域利用者数カウントおよび付近の車両の駐車状況等の記録を行う。

- 地点数：3～6地点程度 ※ヒアリング状況により地点数および調査内容を変更
- 調査時期：8～9月の間で1日(各地点) ※調査地点への入域が可能な海象条件の日調
- 調査時間：8：00～17：00

<調査地点の例>

出典) 国土地理院地図



瀬良垣



なかゆくい
(ダイヤモンドビーチ)

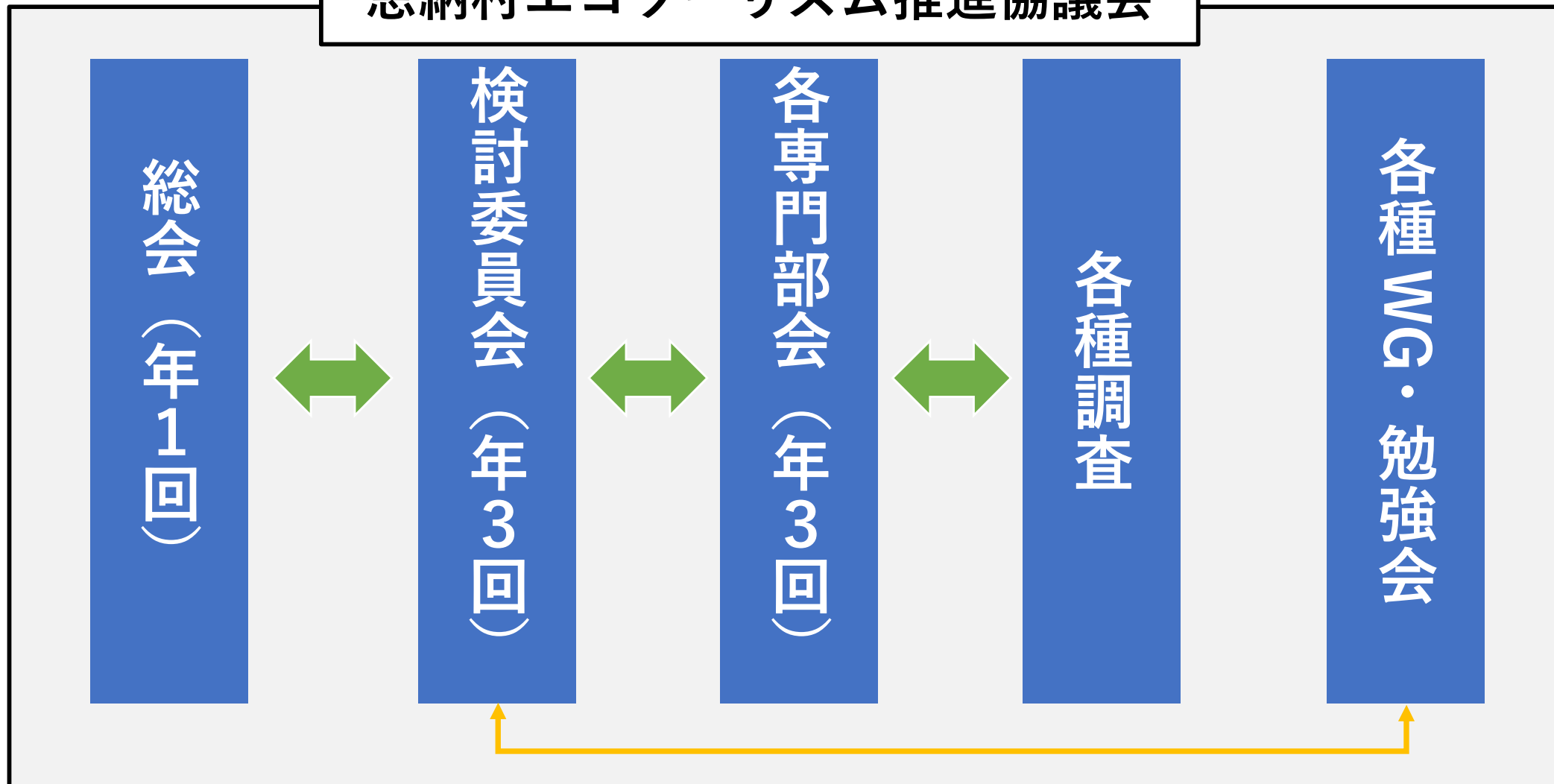


希望ヶ丘ビーチ

協議会の役割と推進体制

(1) 協議会の設置と構成

恩納村エコツアーリズム推進協議会



説明会など

地域住民

観光関係者等

観光客・県内客

(2) 検討委員会の開催概要

エコツーリズム推進法に法り、恩納村エコツーリズム全体構想の策定を行う。特定自然観光資源（範囲指定）の指定、自然フィールド等の利用ルールの検討、管理運営体制の確立等について検討を行う。また、幅広い関係者への周知及び理解促進を図るための情報発信を行い、環境保全と観光振興の両立を図り『持続可能な観光』の実現を目指す。

項目	内容
開催目的	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム全体構想の策定し、2027年度内に環境大臣による認定を完了させる ・環境保全と観光振興の両立を図り『持続可能な観光』の実現を図るためのルール・仕組みを検討する ・自立、自走可能な管理運用体制について検討を行う
開催時期	<p>第1回： 7月29日（火）14:00～16:00 第2回：10月28日（火）14:00～16:00 第3回： 2月19日（木）14:00～16:00</p>
議題・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・恩納村内全域における海域を中心とした自然フィールドの観光利用実態について共通認識を図る ・エコツーリズム全体構想の各検討項目について議論する ・課題解決策を実行するための『計画、組織、財源』等について、アクションプランを検討する
開催形式	<ul style="list-style-type: none"> ・対面形式※一部オンライン参加の場合あり ・構成員の中から互選によって座長を選出 ※座長は議事進行及び事務局との調整を行う。
運営方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局にて司会進行を行う ・事務局にて事前の調整、開催準備、当日運営、資料作成等すべての業務を行う ・協議会の議事内容はデジタルデータに記録するとともに議事録を作成する
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員（協議会委員）は、恩納村長の委嘱を受けた地域関係者、行政関係者、学識関係者等で構成 ・構成員リストは別紙参照

協議会

(3) 協議会委員一覧

※敬称略

区分	所属・役職	氏名（ふりがな）
観光関係団体・DMO	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 部長	金城修 (きんじょうおさむ)
	(一社) 恩納村観光協会 事務局長	名城一幸 (なしろかずゆき)
業界団体	(一社) 恩納村マリンレジャー協会 会長	内原靖夫 (うちはらやすお)
	恩納村漁業協同組合 代表理事組合長	金城治樹 (きんじょうはるき)
	恩納村漁業協同組合 監事	町田宗秀 (まちだむねひで)
	恩納村漁業協同組合 参事	仲村英樹 (なかむらひでき)
	(一財) 沖縄マリンレジャーセーフティービューロー 事務局長	前原 勉 (まえはらつとむ)
地域団体	恩納村商工会 事務局長	金城 貴子 (きんじょうたかこ)
	自治会 (真栄田区) 区長	安富祖正也 (あふそまさや)
有識者	(公財) 日本交通公社 おきなわサステナラボ ラボ長	中島泰 (なかじまゆたか)
	琉球大学国際地域創造学部観光地域デザインプログラム准教授	大島順子 (おおしまじゅんこ)
	大正大学地域構想研究所 准教授	岩浅 有記 (いわさゆうき)
行政・自治体	沖縄総合事務局運輸部観光課 課長	山口 泰史 (やまぐちやすし)
	環境省沖縄奄美自然環境事務所 国立公園企画官/自然環境整備企画官 課長	山崎麻里 (やまざきまり)
	沖縄県環境部自然保護課 課長	知念 宏忠 (ちねん ひろただ)
	沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 副参事	小橋川 健康 (こばしかわ けんこう)
	恩納村役場企画課 課長	喜久山隆 (きくやまたかし)
	恩納村役場農林水産課 課長	平安名盛常 (へんなもりつね)
	恩納村役場建設課 課長	當山国博 (とうやまくにひろ)
事務局	恩納村役場商工観光課	事務局長/城野課長 担当/東恩納係長

(4) 専門部会の開催概要

エコツーリズム推進法に法り、恩納村エコツーリズム全体構想の策定を行う。特定自然観光資源（範囲指定）の指定、自然フィールド等の利用ルールの検討、管理運営体制の確立等について検討を行う。また、幅広い関係者への周知及び理解促進を図るための情報発信を行い、環境保全と観光振興の両立を図り『持続可能な観光』の実現を目指す。

項目	内容
開催目的	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム全体構想の策定し、2027年度内に環境大臣による認定を完了させる ・環境保全と観光振興の両立を図り『持続可能な観光』の実現を図るためのルール・仕組みを検討する ・自立、自走可能な管理運用体制について検討を行う
開催時期	<p>事前説明：1月24日～2月6日※個別に調整 第1回：2月9日（月）16:00～18:00 第2回：2月24日（火）16:00～18:00</p>
議題・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・恩納村内全域における海域を中心とした自然フィールドの観光利用実態について共通認識を図る ・エコツーリズム全体構想の各検討項目について議論する ・特定自然観光資源の指定（対象及び範囲等）及び利用ルールの原案を作成し検討委員会に諮る
開催形式	<ul style="list-style-type: none"> ・対面形式※一部オンライン参加の場合あり ・構成員の中から互選によって座長を選出 ※座長は議事進行及び事務局との調整を行う。
運営方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局にて司会進行を行う ・事務局にて事前の調整、開催準備、当日運営、資料作成等すべての業務を行う ・専門部会の議事内容はデジタルデータに記録するとともに議事録を作成する
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員（協議会委員）は、恩納村長の委嘱を受けた地域関係者、行政関係者、学識関係者等で構成 ・構成員リストは別紙参照

(3) 専門部会委員一覧

※敬称略

区分	所属・役職	氏名（ふりがな）
当事者	恩納村マリンレジャー協会 会長	内原靖夫（うちはらやすお）
観光関係団体	（一社）恩納村観光協会 事務局長	名城一幸（なしろかずゆき）
当事者	特定非営利活動法人沖縄県カヤック・カヌー協会 副理事長/本島中南部 支部長	古賀 新（こがあらた）
当事者	恩納村漁業協同組合 理事	金城一正（きんじょうかずまさ）
当事者	恩納村漁業協同組合 理事	銘苅宗一（めかるしゅういち）
当事者	恩納村漁業協同組合 理事	登川一輝（のぼりかわかずき）
当事者	恩納村漁業協同組合 理事	金城勝（きんじょうまさる）
当事者	恩納村漁業協同組合 理事	又吉直樹（またよしなおき）
当事者	恩納村漁業協同組合 観光漁業部会長	富着賢悟（ふちゃくけんご）
当事者	恩納村漁業協同組合 指導課長	上原匡人（うえはらまさと）
有識者	大正大学地域構想研究所 准教授	岩浅 有記（いわさゆうき）
有識者	琉球大学 理学部 海洋自然科学科 准教授	中村 崇（なかむらたかし）
有識者	九州大学 アジア・オセアニア研究教育機構 准教授	田中 俊徳（たなかとしのり）
行政	恩納村役場企画	宇江城悟（うえしろさとる）
行政	恩納村役場農林水産課長	仲村立也（なかむらたつや）
行政	恩納村役場建設課長	仲本克利（なかもとかつとし）
事務局	恩納村役場商工観光課	城野課長（事務局長）・東恩納（担当）

年間スケジュール

業務内容	2025年									2026年																														
	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月												
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下										
事業全体設計・実施計画書の作成																																								
契約締結																																								
定例会議（進捗報告）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
(1) 調査																																								
調査設計	→																																							
関係者調整	→																																							
ヒアリング調査	→																																							
現地調査				→																																				
①観光利用実態調査							→																																	
②環境負荷調査										→																														
③特定自然観光資源調査										→																														
(2) 協議会																																								
実施計画策定	→																																							
関係者調整（委員選定、就任依頼）	→																																							
勉強会開催									●																															
協議会資料作成	→									→						→																								
事前説明				→									→						→																					
協議会開催									●						●									●																
(3) 専門部会																																								
実施計画策定	→																																							
関係者調整（委員選定、就任依頼）	→																																							
勉強会開催									●																															
部会資料作成							→						→						→																					
事前説明										→						→						→																		
部会開催									●						●									●						●										
(4) 情報発信																																								
説明会開催															●																									
報告会開催																																	●							
広報誌掲載（進捗報告）													→																											
HP、SNSによる情報発信													→																											
(5) 報告書作成																																								
次年度実施内容の整理																						→																		
実施報告書作成																									→															
実施報告書提出																											●													
エコツアー交付金申請書作成																→																								
エコツアー交付金申請書提出																																	●							

第1回検討委員会 振り返り

第1回検討委員会 議題

- 1, 長浜村長あいさつ
- 2, 委員自己紹介
- 3, 恩納村エコツーリズム推進協議会実施計画説明
- 4, 意見交換

第1回検討委員会 議題

1, 長浜村長あいさつ

- ・恩納村サンゴの村宣言とエコツーリズム推進協議会設立背景について
- ※議事録参照

2, 委員自己紹介

※議事録参照

3, 恩納村エコツーリズム推進協議会実施計画説明

※議事録参照

4, 意見交換（主な意見等を抜粋）

- ・ 目標の指標を数値化すること、モニタリングの方法も視野に入れて設計することを求める
 - ・ 大きな観光のトレンドとして、自然共生型の観光が求められている。
 - ・ 人的な環境負荷を図る仕組みやモニタリングの仕組みを検討する
 - ・ 海域等の利用者負担の仕組み構築にあたり、アンケートで負担の意思や金額についても調査し、根拠となるデータを収集することも重要
 - ・ 海域だけではなく、周辺環境への影響も含めて行ったほうがよい
 - ・ 漁業関係者など、利害関係者の参加は引き続きもとめたい
 - ・ マスメディアなど、幅広い関係者も巻き込むことが必要
 - ・ 地域への情報発信や参加の場を用意することを求める（事前周知含め）
 - ・ 海域の特定自然観光資源指定は慶良間に続き2例目となるが、条例が策定されておらず機能していない。国内では先進事例がないが、西表島の事例は参考になる。
 - ・ 地域住民や関係者をしっかり巻き込むためのデザインが重要。
 - ・ 説明会よりも座談会とした方が対話形式で進めることができる
 - ・ 恩納村の質の高い観光やGreenFinsなど、発信する場所や機会を提供することも重要。ハード整備なども視野に入れるべき
 - ・ ダイビング船の安全対策ガイドラインを公開
- ※詳細は議事録参照

別紙1

恩納村エコツーリズム推進協議会

第1回検討委員会 議事録

日時：2025/7/29 14:00～16:00

場所：恩納村役場大会議室

発言者	内容
長浜村長	<p>恩納村の観光において、マリンレジャーは重要コンテンツの一つであるが、利用者が集中する真栄田岬は許容量を超える利用者が訪れることによる環境負荷（サンゴ礁の減少、自然生物への悪影響）やオーバーツーリズムによる地域への負荷（違法駐車、交通渋滞、維持管理コストの増加等）、安全面の問題（事故等の増加、リスクの増大）等の弊害が懸念されている。</p> <p>持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地域のあるべき姿をイメージし、地域の実情に応じた具体策を講じる必要がある。</p> <p>恩納村では、令和6年度「オーバーツーリズム抑制対策協議会」を開催し、「持続可能な観光」の実現を図るための具体的な方策について検討を行い、エコツーリズム推進法の活用による、課題解決を目指すことが全会一致で承認された。</p> <p>令和7年度、恩納村エコツーリズム推進協議会を設立し、恩納村エ</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>コツーリズム全体構想の策定及び自然フィールドの観光利用におけるルール作り、推進体制の構築等について検討を行い、環境保全と観光振興の両立による持続可能な海洋観光の実現に向けて、具体的な方策を検討することを期待しております。</p> <p>～自己紹介～</p>
大島委員	<p>皆さんこんにちは。大島順子です。</p> <p>前回から参加しています。皆さんのお力をお借りしながら、エコツーリズム全体構想の策定を進めていけたらと考えております。よろしくお願いたします。</p>
中島委員	<p>日本交通公社の中島です。エコツーリズムやサステナブルツーリズムなどにたずらせていただいております。</p> <p>大正大学の岩浅です。前職が環境省で、自然環境政策でした。最後の</p>
岩浅委員	<p>現場が那覇で、世界自然遺産等に携わっており、最近ではアドベンチャーツーリズムなどに携わっております。</p>
小橋川委員	<p>沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課の小橋川です。</p> <p>沖縄県でも、サステナブルツーリズムの在り方について検討しております。その中でも地域の調和など、観光と保全の在り方が大事だと</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>考えており、今回は、その事例になればと考えております。</p>
知念委員	<p>沖縄県自然保護課の知念と申します。</p> <p>県の自然保護活動を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ます。</p>
山崎委員	<p>環境省沖縄奄美自然事務所の山崎です。国立公園やエコツーリズム、世界遺産などを担当しています。エコツーリズム推進協議会を発足いただき、今後の申請やエコツーリズム推進の窓口として、支援をしていきます。</p>
山口委員	<p>沖縄総合事務局観光課長の山口です。</p> <p>交通渋滞等のオーバーツーリズムもはじめ、観光庁でも取り組んでいる。取組み事例なども共有していきたい。</p>
金城委員	<p>沖縄観光コンベンションビューロー金城です。</p> <p>昨年から参加しております。</p>
前原委員	<p>沖縄マリンレジャーセーフティビューローの前原です。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

内原委員	<p>微力ながら力になれたらと考えております。</p> <p>恩納村マリレジャー協会の内原です。村内47事業者、村外10事業者が会員となっております。各事業者への通達や意見集約などをしていきたいと思っております。</p>
金城委員	<p>恩納村商工会、金城です。事業者支援の目線で参加できたらと思っております。</p>
安富祖委員	<p>株式会社真栄田の安富祖と申します。</p> <p>真栄田岬周辺活性化施設の指定管理及び、真栄田区の区長として、地域における持続可能な観光産業の発展について、考えていけたらと思っております。</p>
當山委員	<p>恩納村役場建設課の當山です。施設管理の立場で携わらせていただきます。</p>
平安名委員	<p>恩納村役場農林水産課長の平安名です。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>恩納村では、前兼久漁港での施設整備をしています。漁港の観光利用に関する対策などを行っています。エコツーリズム推進ということで、水産課長として、携わっていきたいと思います。</p>
喜久山委員	<p>恩納村役場企画課長の喜久山です。</p> <p>SDGs 未来都市など、恩納村の SDGs を進めています。</p>
名城委員	<p>恩納村観光協会の名城です。</p> <p>自然保護が観光の発展につながると考えており、サンゴの育成もかかわる中、ダイビングライセンスも取得しました。また、保全活動に携わる中、恩納村が進める GreenFins のアセサー（認定員）のトレーニングも受けています。</p>
司会	<p>委員長選任</p> <p>意見がないので、大島委員を推薦します。</p> <p>（全員承諾）</p> <p>次に、副委員長を選任します。</p> <p>意見がないので、名城委員を推薦します。</p> <p>（全員承諾）</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>(進行を大島委員へお渡し)</p>
大島委員長	<p>改めまして、委員長に選任いただきました大島です。</p> <p>この事業は、海域の観光利用をコントロールするということで、海と陸の両方からのアプローチがある中、また、様々な当事者がいる中で、合意を目指す難しい取組みであると考えています。村お意味では、令和3年から、様々な方がかかわりながらここまで進めてきた取組みです。時間をかけて、丁寧に進めながら、いい見本になるようなモデルが作り上げられたらと考えています。</p> <p style="text-align: center;">～議題～</p>
事務局	<p>(資料3) 説明</p> <p>質疑応答</p>
大島委員長	<p>一旦質問を受け付けたいと思います。</p>
中島委員	<p>計画の後半で、中長期的な組織の確立となっているが、それまでは役場を中心とした協議会等で検討を進めていくことになるのか</p>
事務局	<p>恩納村商工観光課の城野です。</p> <p>本協議会の取組については、事務局を役場が担当します。環境省からの助成金を財源として進めていきます。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

岩浅委員	令和3年に係っていたが、運営財源について基金や保全活動に必要な財源などは、利用者負担の仕組みや宿泊税など、どのような方策を検討しているのか。
事務局	宿泊税や入域料など利用者負担の仕組みなどについても、検討していきたいと考えている。恩納村では、宿泊税の導入も進めているので、あわせて検討していきたい。
内原委員	財源については、利用者負担についても検討を進めていくということか？
事務局	利用者負担の仕組み（海域を利用する方）などから、協力金や入域料などを検討していく
安富祖委員	真栄田岬の実証や調査について、事前周知などを行う予定はあるか？ その場合は、事前に共有をお願いしたい。
事務局	関係者、村民への情報公開や周知をするタイミングをいつにするのかを慎重に検討していきたい。

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

山口委員	環境保全の指標はどのように決めていくのか。
事務局	サンゴについては、様々な要因でサンゴへの負荷がかかっている。 本協議会では、人がサンゴに与える影響（負荷）をどのように軽減するのか、を指標にしていく。
山口委員	保全された、という理想の状態はどのようなものか
事務局	真栄田岬でいえば、ボート階段からのエントリーがあるが、浅瀬や岩場の踏圧被害が大きい。サンゴが加入しても定着できない状態になっている。このような状況を改善する。
金城委員	P13の罰則について、罰則も適用していくということか。
事務局	エコツーリズム全体構想の中で禁止事項等を定め、条例をつくり、合わせて罰則規定も定めることができる。
山崎委員	利害関係者や地域住民の参加が求められるが、現状どのような状況か
事務局	漁業関係者には参加を要請しているが、承諾を得られていない。組合での説明等を続けていく。

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

内原委員	P15 関係者への周知について、事業者への説明も含まれるか また、何回ほど予定しているか
事務局	説明会や勉強会など、幅広く実施を検討している 事業者も含まれる。回数は随時検討していく予定
當山委員	真栄田岬施設以外に、漁港の利用ルールも含まれるのか
事務局	漁港等については、具体的な検討はまだしていない
大島委員長	次に調査業務について説明をお願いします。
事務局	(調査業務説明) ・ アンケート調査について説明 ・ 観光利用実態調査について説明
大島委員長	ご質問ありますか
岩浅委員	サンゴへの負荷として、要因の特定はできているのか

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

沖環科	<p>人的な要因（踏圧、接触など）は実証事業で確認されている</p> <p>特に、真栄田岬の干潮時は、リーフ内で踏圧被害が大きくなることが確認できている。しかし、自然環境の変化という影響も大きく、明確に切り分けることは難しい。</p>
岩浅委員	<p>大きな観光のトレンドとして、自然共生型の観光が求められている。</p>
中島委員	<p>目標の指標を数値化すること、モニタリングの方法も視野に入れて設計することを求める</p>
山崎委員	<p>現場海域の調査はするのか</p>
事務局	<p>人的影響なのか、自然環境の影響なのか、など調査の手法や影響の数値化がわからないので、専門家の意見（琉球大学/中村先生など）にご相談する予定。</p> <p>その上で、人的な環境負荷を図る仕組みやモニタリングの仕組みを検討する</p>
山崎委員	<p>干潮時に特に踏圧や接触の影響が大きいと考えるが、青の洞窟事態で</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>の影響はあるのか。混雑時に人が多いことが要因で、堂宇久都内が壊れたり、自然に影響が出たりなど確認できているか</p>
内原委員	<p>洞窟のかべにつかまるため、水面当たりの壁は削れている。</p>
大島委員長	<p>餌付けについてはどうですか</p>
内原委員	<p>洞窟内ではないが、その周辺や浅瀬では、今でも餌付けがされている それが原因で、ゲストが魚に指をかまれたりしている</p>
當山委員	<p>調査はどこで行っているのか</p>
沖環科	<p>利用数調査は、現場海域で実施している</p>
知念委員	<p>利用者数は1日で十分か</p>
沖環科	<p>利用者数については、駐車場の利用者数があるので、海域利用者数と突き合わせることで、ピーク時の利用者数を類推することが可能</p>
山崎委員	<p>アンケートをする際に、海域等の利用者負担の意思や金額についても調査し、根拠となるデータをとってはどうか</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	アンケートで実施する
内原委員	調査業務④陸域からアクセスできる地点について、 ダイビング・シュノーケル以外も含めて調査をするのか
沖環科	その通りです。恩納村全域で、海岸や海域がどれくらい利用されているのか、またその利用の方法や実態について明らかになっていないので、全体を網羅的に調査することで、現状を把握し、過剰利用などがないかを調査する。
山口委員	調査については、海域だけではなく、周辺環境への影響も含めて行ったほうがよい
沖環科	交通量や違法駐車等についても合わせて調査する
安富祖委員	P23 アポガマの路上駐車ゾーンは駐車禁止なのか
事務局	農道のため禁止にはなっていない

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

安富祖	真栄田岬周辺エリアは、警察にはたらきかけ、村道に格上げし違法駐車 車を改善した
事務局	(P26 以降 協議会の設置と構成について説明)
大島委員長	質問はございますか
山口委員	漁協関係者に参加してもらう策はあるのか
事務局	現状有効な方策がないが引き続き参加を促していきたい
金城委員	全国的な良い事例なども示してもらいたい 関係者を巻き込みながら進めていくうえで、マスコミ等も巻き込んで ほしい
事務局	NHK はじめ、県内マスメディアも取材をしてもらっている 今後の連携をしていく
安富祖委員	地域への情報発信を強化してほしい 調査の際にも事前に周知をおねがいしたい
大島委員長	周知と合わせて、アンケートの実施についても、多くの方から集める

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

山崎委員	<p>ことが課題となります。各委員からもその方策等について、アイデアを頂けたらと考えている</p> <p>先進事例について、海域で自然観光資源をしてするのは初めてに近い。西表島の事例が参考になるのでは。</p> <p>慶良間についいえは、海域指定しているが、条例までっていない。</p> <p>その意味で、先進事例がないため、専門家のアドバイスも必要</p> <p>GreenFins は素晴らしい取組みであるとする</p> <p>一方、西表島でも、一部の事業者が権利を主張して裁判を起こしたりしている。法的な専門家にも相談することを進める</p>
岩浅委員	<p>アンケートや関係者へのヒアリングなど、周知も含めてしっかりデザインすることが重要。</p> <p>説明会という言葉よりも、座談会という言い方にして、対話することを意識したほうが良い</p> <p>様々な事例を集めることも重要で、国内のみならず世界の事例もしっかり掘り起こしながら、戦略的に進めていくことを求める</p>
山口委員	<p>ダイビング船の安全対策ガイドラインを公開している</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

山崎委員	本事業では、真栄田岬などのハードの整備も重要になる 恩納村の質の高い観光や GreenFins など、発信する場所や機会を提供 することも重要だと考える
事務局	ハード整備の在り方についても検討し、合わせて様々な支援メニュー も活用しながら検討を進めていきたい
大島委員長	次回については、1/27 を予定しています

恩納村エコツーリズム推進協議会

第1回専門部会 議事録

日時：2026年2月9日 16時～18時

場所：恩納村役場2階 会議室

発言者	内容
事務局	<p style="text-align: center;">～開会・挨拶～</p> <p>それでは時間となりましたので、第1回恩納村エコツーリズム推進協議会専門部会を始めたいと思います。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>委嘱式は村長の長浜善巳が不在のため省略とさせていただきます。委嘱状は各委員の皆様のお手元に配布しておりますので、そちらをご確認ください。</p> <p>続きまして主催者挨拶の方を商工観光課課長城野よりお願いしたいと思います。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

<p>城野商工観光課長</p>	<p>皆さん、こんにちは。恩納村商工観光課長の城野と言います。よろしくお願ひします。この会議は、恩納村の海域に関わる、特に今は条件を絞って真栄田岬のオーバーツーリズム、およびそこで起きている陸域海域様々な問題を解決するために設置されました。すぐにとひるのは難しいとは感じておりますけれども。</p> <p>専門的な現場に近い方々の意見を吸い上げ、解決策を見出していきたいと考えています。問題としては、地域での交通渋滞や、海域における管理不足による安全性の問題があります。何より海的环境が悪化し続ければ、漁師やダイビング業者の方々が事業を継続することが難しくなる可能性があります。まずは「海を守る、環境を守る」という視点から取り組んでいきたくて考えています。</p> <p>検討委員会の方では皆さんの意見を吸い上げてはいるんですけども、現場の意見を聞くためにこの専門部会を設けております。お忙しい中大変だとは思いますが、より良くしていきたくてという気持ちで進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ</p>
-----------------	--

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>します。</p> <p>それでは初めての方もいらっしゃると思いますので委員の自己紹介をお願いします。所属と役職と名前頂ければと思います。よろしく願いいたします。</p>
名城委員 (恩納村観光協会)	<p>恩納村観光協会事務局長の名城と申します。昨日までインドにいたのでヒゲがすごいですけれど、恩納村の自然もヒゲも大事にしたいと思います。</p>
古賀委員 (沖縄県カヤック・カヌー協会)	<p>NPO 沖縄県カヤック・カヌー協会の副理事長をしております古賀です。我々はカヌー・カヤック・SUP を含めた 112 事業者でなる団体です。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、来たる 4 月から (法改正等の影響で) 資格がないと仕事ができない状況になってくることもあり、現場からの声をしっかりと聞き、また現場の声を協議会に届ける役割を果たしたいと考えております。どうぞよろしくお願い</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>します。</p> <p>中村委員 (琉球大 学)</p> <p>琉球大学理学部の中村崇と申します。専門はサンゴの生理学・生態学です。私はこちらに来て25年になりますが、初めて海に行ったのが恩納村。それこそ昔から真栄田岬を昔から利用してきた一人です。多くの変化があるとおもいますが、近年の急激な変化は、いろんなことを勉強させていただきながら、関わっていければと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>金城委員 (恩納村漁 協 理事)</p> <p>恩納村漁協、金城一正です。瀬良垣の方でやっています。よろしく願いいたします。</p> <p>銘苺委員 (恩納村漁 協 理事)</p> <p>恩納村漁協、銘苺宗一です。監事をしています。よろしく願いします。</p> <p>登川委員</p> <p>同じく恩納村漁協、登川一輝です。所属は前兼久漁港です。よろしく</p>
--	---

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

<p>(恩納村漁協 指導課長)</p>	<p>お願いします。</p> <p>恩納村漁協で指導課長をしております。上原匡人です。恩納村に来てから5年ほどです。学生の際はダイビングの実習で潜っていて、昔のイメージしかありませんが、専門部会では何かいい方向を探っていければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>富着委員 (恩納村漁協 観光漁業部会長)</p>	<p>恩納村漁協観光部会長をしております富着賢悟です。今回初めてなので、色々話を聞いて何かあれば意見したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>宇江城委員 (恩納村役場企画課)</p>	<p>恩納村役場企画課で係長をしています宇江城です。サンゴの村宣言やSDGsを総合してみています。よろしくお願いいたします。</p>
<p>仲村委員 (恩納村役</p>	<p>恩納村役場農林水産課、農林水産業係の仲村と申します。主に水産がメインの係となっていますのでまたよろしくお願いいたします。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

場農林水産 課)	
仲本委員 (恩納村役 場 建設管 理課 係 長)	恩納村役場建設課管理係長の仲本と申します。主な仕事としましては 真栄田岬等の交通網、労働管理ですね。村道管理を行っております。 よろしくお願ひします。
積田 (事務 局バーチュ デザイン)	バーチュデザインの積田です。今回、エコツーリズム推進法の事務局 を担当させていただきます。私自身も真栄田岬で泳いだり遊んだりす る利用者の一人ですので、一利用者としての視点も持ちつつ、環境を 守る活動に貢献したいと考えております。よろしくお願ひします。
片瀬 (事務 局バーチュ デザイン)	同じくバーチュデザインの片瀬です。エコツーリズム推進協議会の事 務局支援を担当しております。弊社では恩納村で進めている『グリー ンス (Green Fins)』というダイビング・シュノーケリングの国際ガ イドラインの普及活動も行っております。あわせてよろしくお願ひし

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	<p>ます。</p> <p>みなさん、挨拶ありがとうございました。エコツーリズム推進協議会規約というところにあります。今回協議会の中に検討委員会というところがありまして、その同じ立ち位置で、専門部会を設けております。今回この第5条会議機関というところに基づいてみなさんにお集まりいただいたところです。よろしくお願いします。</p> <p>そのまま委員長選任になっております。本日第1回、第2回検討委員会が終わって初めての専門部会です。本日有識者2名も欠席しており、今回の専門部会は振り返りが大きいところもありますので、委員長に関しては令和八年度に改めて選任させていただきたいと思えます。進行の方は事務局の方でいたします。</p> <p>それでは恩納村エコツーリズム推進協議会の計画説明をいたします。</p> <p style="text-align: center;">～計画説明～</p>
-----	---

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

片瀬（事務局）	（資料3）説明
事務局	一通りご説明させていただきましたが、ご不明な点やご質問がございましたら、この段階でいただければと思います。
中村委員	資料40ページの「協議会の構成図」についてですが、専門部会は今回お集まりいただいたもの以外にも、いくつか立ち上がるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。現段階では、ルール作りや資源指定を集中検討する「環境保全（ルール作り）部会」として今日お集まりいただいておりますが、検討委員会の中でも、地域住民への情報発信や合意形成のための「広報部会」のようなものも立ち上げていってはどうかという意見が出ています。今後、別の部会の立ち上げも柔軟に検討していく予定です。
中村委員	24ページの「地域コーディネーター」の配置についてはどうなっていますか。

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	<p>地域コーディネーターは、事務局の運営支援や各プレイヤーのコーディネートを行う役割として配置できることになっています。現在は、事務局を務める我々バーチュデザインがその役割を担い、情報発信や取りまとめのサポートをさせていただいています。</p>
上原委員	<p>全体的な話を聞いていて、少しボヤッとしていて分かりづらい部分があります。結局、何をゴールとしてエコツーリズム推進法を活用し、ルールを作ろうとしているのかが見えにくい。「全体構想を策定して認定を受けること」そのものが目的になっていませんか。それから、これは真栄田岬だけの話をしたいのか、恩納村全体の話なのかも知りたいです。</p>
事務局	<p>資料 10 ページにある通り、目的は真栄田岬の問題解決だけではありません。恩納村全体として「サンゴの村宣言」という大きな考え方に基づき、自然環境の保全と観光振興の両立、持続可能な観光まちづくりを実現することが大きなビジョンです。今は真栄田岬で問題が顕在化していますが、協議会としては恩納村全体の未来のことを含めて考</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>えていくことが目的となります。</p>
上原委員	<p>オーバーツーリズムを抑制したいとのことですが、具体的に何を目標しているのですか。</p>
事務局	<p>12 ページにありますように、エリアや季節ごとの混雑など様々な課題が発生しています。恩納村としてはオーバーツーリズムの抑制をしていくにおいて、これまでの自主ルールや性善説に基づいた努力目標だけでは、もう歯止めが効かなくなっている。これをしっかりと、法的根拠のあるルールを用いて統制をかけるために、数年かけて検討した結果、エコツーリズム推進法という枠組みを適用するのがベストだと考えました。自然環境を残しながら、観光でもしっかり稼げる仕組みを未来に残すことが目的です。</p>
城野課長 (事務局)	<p>10 ページに顕在化している懸念事項というのが下のほうにあるんですけど、環境負荷、生活環境の悪化、安全性の低下、これらが自分たちが把握しているオーバーツーリズム問題です。これらをエコツーリズム推進法を使って解決したいというのがシンプルな話です。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

上原委員	<p>真栄田岬には管理者がいるのでその権限である程度できるのではないのでしょうか。海岸も恩納村の管理なので、そういった検討もされた上でエコツーリズム推進法なのではないでしょうか。</p>
城野課長 (事務局)	<p>真栄田岬の指定管理はありますが、あくまでも駐車場や施設周辺など陸上の管理で、海域の管理はできないので、そこで管理していくという方向にはなってないです。で、海岸は村の管理ですが、海域は踏み込めません。</p>
上原委員	<p>海岸保全区域なら海側も可能だと思います。水が含まれるところも含まれます。</p> <p>私もいろんな人に聞いているんですけど、この環境省の法律だけでなく海岸法や漁業法もかかってきます。何で縛るのか、この辺の法的なきちんとしていかないと、構想や計画だけで実質が伴わなわず、本当に目指すべきゴールにたどり着けないという可能性があるのではないかと思います。そういった背景でこういった質問をさせていただきました。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

そもそも役場として SDGs の計画の中には謳われていないにもかかわらず、この事業だけ先に進んでいくのかっていうのが見えません。本来ならば目指すべき姿とリンクしているのかという質問に対しては、リンクしていないという回答だったので、役場として将来的に抑制するという方向で行くのであれば、結構制限っていうのは重いので、しっかりコンセンサスを取っていかないと、26 年～28 年度の短いスパンでは無理だと思います。構想だけで中身が伴わないということになってしまうのではないのでしょうか。

そういったときに過去のレビューをきちんとするべきです。恩納村は昔から海のトラブルはありました。漁協があって、リゾートホテルができて、その際に漁協とホテルで調整をしてきました。これらは紳士協定で、あくまで海面利用に関しては漁業者にしかかかりません。その後レジャーも出てきて、役場も入って今も生きている、恩納村の沿岸域利用ルールを作っています。マリンレジャー、ホテル、漁業者、商工会で作ったものがあります。この時になかったものとしては、SUP やカヌーの海面利用なので、じゃあどうしていくのかという

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>話が出てきますね。</p> <p>次に調査結果ですが、総数は把握できていると思いますが、観光客が泊まったホテルのマリンレジャーに参加しているのか、ダイビングショップなのか、また海況によってポイントの移動があると思いますが、村内の移動があるのかどうかとか、そういったものがはっきり出てない段階で、本当にルールとかそういう話できるのかっていうのがちょっと見えないなと言うのが資料や本日の説明を聞いて感じたことです。</p> <p>城野課長 (事務局)</p> <p>把握できていない部分もあります。単純に言うと、それを今の話にしてしまうと、最初にも冒頭で見ましたが、それを営んでいるダイビング業者であったり、スタッフの人たちであったり、それを一緒にやっている業者の方々であったり、それらの人たちへの影響で会議の環境も変わります。単純に言うと、それらをそのままにしておくと、皆さんが使いにくくなる、環境が悪くなる、商売としていけなくなります、というのが今後出てくるんだろうなと思います。</p>
--	---

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

今、皆さんがおっしゃっていたようなルールがあるかもしれないですが、それは紳士協定の程度です。海岸に行っても条例の範囲内なので、それを守らなかったらどうなるのかとなった時に、縛りがかけられないのではないかと考えているんですね。

縛りをかけるためにエコツーリズム推進法を活用するという話がさっきもありましたが、守らなければ本当に交通ルールと一緒になんです。それを発見したら罰則規定などを設けることもできます。そういった法律での縛りが必要な時に来ているのではないかと考えてますので、それを構築したいと考えているんですね。

さっきの話に戻りますが、状況がわからないところもたくさんあります。そういうのも情報をいただきながら、何がどうすればそれが形としてできていくのかを、皆さんの意見の中からとか、今後確認する必要が出てくる調査などをやりながら構築したいと思っています。

まだ自分たちも把握できていない部分がたくさんありますし、別の方法があるのではないかという話もあるかもしれません。実は去年の検

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

討会議でもありました。「エコツーリズム推進法だけで走ろうとしたら危ないよ。自然公園法などで考えるのも並行して考えたほうがいいのではないか」という意見もありました。

なので今、何でそういうことができるのかを模索しながら動いています。それに協力していただきたいというのが事務局の考えです。今のままだと海が悪化していくのは目に見えています。コロナの時に真栄田岬のサンゴが回復したというのを聞いて、利用者が少なくなれば、数が減ればそういう回復も見込まれる。だけど今どんどん増えて、悪化しているのが見えているので、このままではだめですよ。

万が一、人がごちゃごちゃしていて安全にも配慮できていないところで事故が起きてしまうと、ダイビングのイメージも真栄田岬のイメージも悪くなって、お客さんが来なくなりますよね。そういうのを防ぎたいと思っています。その中で、いろんな分野の関わっている人たちをなるべく入れながら、いろんな視点から意見をいただけたらというのが正直なところですよ。それに協力してほしいというのがこの会議です。

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

上原委員	<p>「環境が悪化する」という点について、何をもって環境悪化とするのかが見えないと、ダイビング案内で連れて行ってインパクトを与えているとはあまり思えません。どちらかという、真栄田岬の上から降りて行って踏みつけられている場所の環境悪化の話をしているのか、そこを切り分けて話をしないといけない。</p> <p>メンバーがモニタリングしている感じだと、利用が激しいところを除いてサンゴの被度が上がっているんですよ。全部が悪化しているわけではないので、そこの整理をしながら何が必要なのかを考える必要があると思います。</p>
城野課長 (事務局)	<p>これは継続的にモニタリングしながらやっていく、ということで話は進んでいます。</p>
事務局	<p>はい。次回、環境リスク調査の結果をお話ししますが、陸域から入れる主なポイントは現在 25 カ所ほどあります。その 25 カ所を一つずつ見ていくと、砂浜が主なエリアではサンゴ等に与える影響は極力小さ</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

かったりしますが、一部そうではないエリア、例えば真栄田や裏真栄田などでは、多くの方たちが同時に同じ海域に入り、ガイドさんのブリーフィングなどがなかなかされていない現状があります。

実際、我々も現場に入って写真や動画を撮っていますが、平気でサンゴの上に立っていたりします。真栄田などでは「稚サンゴ」と呼ばれる数ミリの小さなサンゴが本来そこに定着して復活していくはずのエリアなのですが、多くの観光客が踏みつけてしまう「踏圧」によって定着できない状態が起きています。

過去には、利用エリア未利用エリアを分けて調査した結果もあります。各ポイントが網羅的にどう利用され、どれくらいの人が入り、どのような環境負荷があるのかを一旦「見える化」しようと考えています。その上で、真栄田のように一目で負荷がわかるエリアだけでなく、ルール導入によって人が分散し被害が出そうなエリアや、ある程度人が来ても大丈夫そうな海域など、リスクの幅を全体的に把握できるようにします。次回の部会では、これらを見える化した資料をご説明し、モニタリングを行いながらどのようにコントロールしていくか

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

をこの部会の中で検討したいと考えています。

また、生態系については非常に専門的な部分もありますので、今回加わっていただいている琉球大学の中村先生などの知見をいただきながら、自然環境や生物に負荷を与えないためのルール作りを、ビジネスの観点も合わせた形で行うのがこの会だと思っています。

現在画面に映していますが、恩納村の「第6次総合計画」の基本目標においても、観光振興の項目の中で「地域資源の保全と活用」が明確に謳われています。地域資源には自然環境も含まれます。サンゴの踏圧など、観光が与える負荷が大きくなると、自分たちが稼ぐための原資である資源そのものが失われてしまいます。そこをしっかりと保全と活用のバランスを図り、総合計画の目標に合わせて具体的な取り組みや仕組みを考えていきたいというところです。

以前から海岸利用のルールはあるというご指摘もありましたが、令和3年度以降、協議会の中で「保全利用協定」など他の仕組みも合わせて検討を重ねてきました。しかし、沖縄県独自の条例や地域の自主ル

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

ール、ローカルルールといった取り組みでは、どうしても強制力がな
いのが現状です。

現在、恩納村内で水上安全条例の届出をしている登録事業者は約 200
ありますが、村外から来ている事業者は概算で 400 ほどあると言われ
ています。村外の事業者も非常に多く恩納村を訪れています。さら
に、水上安全条例で義務付けられている届出状況を照会したところ、
令和 3 年度の実証事業では届出すらされていない事業者が 10%ほど
存在しました。条例である届出すらしていない事業者が多く含まれる
ことを考えると、これらを明らかにして統制を図るためには、やはり
一定程度、強制力のある仕組みが必要ではないかというのが、これま
での議論の経緯です。詳細を確認したい場合は報告書等の資料も提供
可能ですので、事務局までお申し付けください。

令和 7 年度からは、エコツーリズムという仕組みを用いて、現在の状
況を改善できる仕組みを作りたいというのが現在の状況です。ただ
し、必ずしもエコツーリズムだけに絞り込むわけではなく、自然公園
法など他の手法も選択肢として幅広く持ちながら進めていくのが事務

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>局の考えということでご理解いただければと思います。</p>
上原委員	<p>令和8年度に認定というのは。</p>
事務局	<p>これは目標ですね。他の地域の事例を見ると、例えば竹富町の西表島エコツーリズム推進協議会では、民間団体や行政が15年ほどかけて取り組みを重ねた末、一昨年度に全体構想の認定と条例制定を行い、昨年ルール運用を開始しています。地域によっては長い時間をかけて検討を重ね、その延長線上でスタートしているケースもあります。</p> <p>一方でそういった事例があったり、恩納村においても、以前からサンゴを守るための地域ルールや恩納村海岸条例が存在していました。名称はエコツーリズムではありませんでしたが、同様の問題に対して様々な手段で解決策を検討してきた歴史があります。それらを踏まえ、令和3年度からの実証事業の流れとして、28年度ごろまでにはなんとか形にしたいと考え、この3年というスパンを設定しています。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

上原委員	<p>結構重いことを決めるのでスパン的には厳しいかなと思っているところ です。下からのボトムアップで進めていかなければ、ハレーション が起きやすく、なかなかコンセンサスは得られないと考えています。 目標時期は掲げていただいても構いませんが、時間はかかっても順次 柔軟に検討し、必要なことにはしっかりと時間をかけて取り組んでい く姿勢を取ってほしいなと思います。</p>
事務局	<p>はい。他にはいかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>今上原課長がおっしゃっていたことで大事だと思ったことがあったん です。過去の経緯として、平成の頃から取り組みがあるというのが調 べたら出てきます。それらが積み重なった結果、今まだコントロール できていないという現状があります。初めて参加する方にも分かりや すいよう、これまでの経緯をまとめた資料が1枚でもあると、全体像 が見えて良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

<p>宇江城委員</p>	<p>資料 6 ページにある「第 2 次恩納村エコツーリズム推進全体構想」とありますが、今は第 3 期ではないでしょうか。ご確認をお願いします。</p> <p>また、25 ページ、「未来都市計画」を指しているのか確認してほしいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。こちらは誤植です。「未来都市計画」です。</p>
<p>宇江城委員</p>	<p>本題ですが、資料 16 ページの課題解決策について、エコツーリズム推進法（以下、エコツー法）を導入すれば全て解決するかのようになっていますが、具体性が乏しいと感じます。例えば、エコツー法を導入することで、具体的にどうやって交通渋滞を抑制するのでしょうか。法を導入しただけで渋滞が減るとは思えません。具体的な調整の仕組みが分かりづらいです。</p> <p>また、エコツー法を導入することによる「デメリット」も整理すべきです。規制が入るということは、何をするにも申請が必要になるなど、利用者や事業者にとっての縛りや手間が発生します。現在、全国</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	<p>に 20 ほど導入事例があるとのことですので、導入によって何ができたのか、あるいはどのような弊害が出たのかというデータを整理し、本当に導入すべきか検討する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。まず 1 点目の「課題解決策とのリンク」についてですが、まさにこの推進協議会・専門部会の中で、どのような仕組みを入れれば自然環境（サンゴ）の保全だけでなく、交通渋滞や違法駐車の問題に繋がるのかを具体的に作っていくことになります。</p> <p>交通渋滞の原因について、昨年度の調査では「真栄田岬周辺活性化施設の駐車場待ち」が大きな要因であることが分かっています。約 200 台のキャパシティに対し、一般車と事業者が入り混じって入り待ちをするため、狭い村道に車が溢れ、通行を妨げています。このキャパオーバーを抑制するためにどのようなルールが必要かを、今後検討していきます。</p> <p>2 点目のデメリットや影響についてですが、法的な優先順位のお話をします。エコツー法は漁業法などの他法令に対して優先順位が低く、漁業法に対しては一切影響しない「適用除外」の扱いです。一方で、</p>
-----	---

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>これまで漁業法の管理下ではないマリッジ事業者や一般利用者に対しては、独自のルールを導入して制限（特定のエリアに入るための条件設定や禁止事項の策定）をかけることが可能になります。</p> <p>現在、ダイビングやシュノーケリング等のマリッジは、国内では許認可制度がなく、届出さえすれば誰でも営業できる実態があります。沖縄県全体で縛ることは難しいですが、エコ法を導入すれば、恩納村独自のルールとして法的根拠を持たせることができます。</p> <p>関係者の皆様にとってプラスになるルール作りを、この場で進めたいと考えています。</p>
宇江城委員	<p>解決したい課題は決まっていますが、なぜその解決策が「エコ法」なのかという理由がまだ説明不足に感じます。</p>
事務局	<p>なぜエコ法推進法なのか、もう少し具体的にお話しします。</p> <p>この法律で「保護海域」や「保護エリア」を指定すると、その範囲内において「事前申請と承認」というルールを導入できるようになります。</p> <p>これは、恩納村の海域を商業目的で利用する場合、村に対して事前申</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

請を行い、村長の承認を得なければ営業ができないというルールです。事実上の「許認可制度」に近いものを導入できることとなります。これにより、恩納村の考え方やルールに従わない業者を、一定のフィルターで堰き止めることが可能になります。

現状、国内のガイド業（マリンレジャー）は参入障壁が非常に低く、沖縄県では届出のみで誰でも営業できてしまいます。届出数も激増しており、かつて600ほどだったものが今や3,000～4,000 事業者にまで膨れ上がっています。特にコロナ禍以降、無店舗のフリーランスとして独立する方が増え、安全性や環境配慮、モラルが極めて低い業者が増えているのが沖縄県全体の課題です。

その中でも真栄田岬は、年間70万～90万人もの人が押し寄せる最大の激戦区です。現場を調査すると、サンゴの踏圧（踏みつけ）が深刻で、稚サンゴが定着できない状態が起きています。

また、アンケートでは利用者の約半分が「洞窟内の人数制限をしてほしい」と回答しており、満足度が著しく低下しています。こうした「薄利多売」の営業スタイルを是正し、恩納村で長年商売をしてきた

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

上原委員	<p>優良な事業者が価格競争に巻き込まれないようにするためには、どうしても一定の「強制力のあるルール」が必要だと考えています。</p> <p>少し質問からずれてきていますが、海域を指定することで承認制が作れるということですね。条例など村の方で作っていくんだと思うんですけど、そこで禁止事項とか罰金とか作ったとしても誰が取り締まるのか。私もこういう禁止の法令作ったことがあるのですが、誰が取り締まるのかという担保がないと、なかなか難しいです。仕組みを作っても実際それができるのかどうかも並行して考えないといけない。単に法で縛れるからってこの制度を使うのではなく、実際運用した時に効くのかどうか、これも考えていく必要があるかなと思います。</p>
登川委員	<p>前兼久漁港からダイビングやフリーダイビングのお客さんを真栄田岬に連れていっています。実際自分も遊んでいたこともあるし、ダイビングショップでのアルバイト経験もあるし、どういったショップさんがいるかなど、ある程度見てきたつもりです。今の青の洞窟のお客さんは、ショップのHPではなく、インスタグラムや「アソビュー」などのOTA（オンライン予約サイト）の口コミやレビュー数、安さを</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>見て来ます。こういう OTA とも連携していかないと、レビューだけではわからないこともあり、来てみて違ったということも多いです。</p> <p>今話をきいているとエコツアー法で抑制しようという動きの方を強く感じています。どうにか手を打ちたいというのは理解できますが、問題は「誰が取り締まるのか」です。</p> <p>もう一つ、恩納村はサンゴの村宣言をして SDGs といって動いており、ダイビング協会に入ってサンゴを守ろうとしている業者ならそれを飲み込んで動いていけます。一方で村外から来て、サンゴが目玉でなくても稼げるようなフリーランスの目線をどう変えるのかが気になります。青の洞窟に来るお客さんたちは初心者がほとんどで、写真が目的で、サンゴが目的ではありません。青の洞窟で写真を撮ることがほとんどの目的です。洞窟に人が集まって、結果人が多かった、写真待ちの状態です。ツアーが終わっていく。こうしたビジネスの実態を踏まえた上で、業者をちゃんとやっていかないと、抑えるばかりでは相当な反発を喰らうのではないかなと思います。</p>
銘苅委員	階段を利用している村内業者はそんなにいないと思います。ボートを利用しているのは村内事業者。結局上から降りてきて、事故が起き

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

登川委員	<p>て。他のところでも同じです。アポガマでも海が荒れているのに入って流されて。それで恩納村で事故があったといってもこっちが困ります。</p> <p>また、大手と呼ばれるたくさん集客できるようなショップさんがいっぱいスポットで非正規雇用のダイバーを抱えると思うんですが、その中でそういう斡旋してくれるようなサイトも連携していかないと、結局予約がそっちでバンバン取られていって、青の洞窟に行けない、船長たちが船を出せない、安全を考えてボンボン出さないってことになるとほとんどが裏真栄田。すごいしける時でも裏真栄田はいけると思うんですけど。そこらへんもちゃんとわかった上で、全部が全部ダイビングショップだけをpushし込むのは違うのかなと思います。</p> <p>呼ぶのもビジネスなので。その斡旋するサイトというか。手数料商売ですよね。そういうところもちゃんと話していかないと、ここだけでは無理なのではないかと思います。</p>
事務局	まさにそこが重要です。今回、アンケート協力もしてもらっているよ

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

うに、OTA 大手とも話を始めています。彼らもなんとかその辺を抑制して変えていきたいと思っているんですが、彼らが自前で持っている掲載基準ではそういう事業者を排除できません。自分たちの持っているルールでのジレンマを彼らも持っている。ただ、彼らも世の中の的に「サステナビリティ」をどう担保していくかを重視し始めており、例えば「ベルトラ」では Green Fins の認定メンバーの特集ページを作ったり、今後は検索表示の順位に「お値段」だけでなく「サステナビリティの取り組み」に影響させるような仕組みを検討しているそうです。いわゆる予約サイトはこれから変わっていくと思います。

今日お集まりの皆さんに正直にお聞きしたいのですが、恩納村のためにならない人たちに村のフィールドを使って商売をしてほしくない、というのが本音ではないでしょうか。しかし、現行の法律では彼らを排除できません。だからこそ、本来の目的は環境保全ですが、この「エコツアー法」という仕組みをうまく活用して、強制力のあるルールを作りたいのです。

安全・環境に配慮した事業者が適切に評価され、対価をいただける理想の形に持っていくために、どこを保護対象にし、どんなルールを作

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>るか。この専門部会で皆様の知見をいただきながら、ひざ詰めでお話ししたいと思っています。</p> <p>事務局の方だけでは把握しきれないことというのが多くあると思いますので、現場からの情報をいただいて、ざっくばらんに話ができればいいかなと思っています。</p>
城野課長 (事務局)	<p>被るのですが、安全や環境に配慮した事業者に、村で事業をしていた たく仕組みをやっていけたら、事故の起こる可能性も低くなります</p>
山崎委員	<p>し、環境も持続的に維持しながらできるものだと考えております。そ ういったことをやるために、エコツアーだけではなく、村の条例や前田 岬の周辺活性化施設のあり方を見直すなどいろんなものを組み合わせ ながらやる必要があると思います。なので、そういう仕組みを作るた めに色々と意見をいただけたらと思っています。その中でこういっ たことが出てくるのではないかというのは絶対にあります。委員会の中 でも出てきています。ではそれをどうしたらいいのか、模索しながら やっていく方向ですのでそういう形でぜひよろしくお願いします。</p>
上原委員	<p>具体的な保護海域が決まっていないのであれば、ホテルのGM会も入</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>れた方が良いのではないのでしょうか。各ホテルでマリン事業を持っているので、この中でもうひとり入れた方が良いのではないかと思います。</p>
中村委員	<p>関連して、ムーンビーチに看板で禁止事項が掲示されており、恩納村と連名で石川警察の名前があり、それを見ると悪いことはできないなと思います。そこに恩納村漁協と書いてあればさらに何もできないなと思います。そういうところで、警察とか海の方は海保だと思うんですが、海岸は石川警察署など、早めに連携も考えていったら良いかと思います。</p>
事務局	<p>これまでの取り組みで言うと、真栄田岬周辺の交通渋滞に関して、農道を村道に格上げして、警察が道路交通法で違法駐車を取り締まれるようにした経緯もあります。エコツーに限らずその問題に適した解決法を議論していくことも可能なのかなと思います。</p>
上原委員	<p>警察は海もみれるのでそれは認識していただければと思います。水上安全条例は警察の管轄です。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

登川委員	水上安全条例の届出についても、どんどん厳しくするとは聞いています。
中村委員	届出は更新性じゃないんですね。
事務局	<p>更新性じゃないです。今 OMSB が公安委員会の下請のような形でや ってるんですが、出された届出をスクリーニングするまでできていな いので、出されっぱなしになっています。</p> <p>そのほか、名城委員、検討委員会にも入られていますがいかがでしょ うか。</p>
名城委員	これまで漁業関係者がなかなか来られてなかったですが、今回色々意 見がいただけてよかったです。いっていることは確かだと思いますの で、今真栄田岬のエコツアーの話が出過ぎていますが、基本的には海域 にエコツアー法を適用して行って、持続可能な観光地づくりをしましょ うということです。実際に今年の3月で閉業する観光協会会員業者も

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>出ています。理由は、価格競争についていけなくなったからです。オーバーツーリズムによって、薄利多売になって、本来のルールをしっかりと持っている業者が潰れていくという現象が起きています。みんなで今後、持続可能で、皆さんが win-win でちゃんと儲けられる環境を作れていければいいなと思います。観光協会も実際にどうにかしてくれという声をいただくことも多く、漁業者も含め、中心となっているメンバーから声をもらって進めていくのが一番いいと思います。観光協会としてもルールをきちんと守ってくれている業者でないと入れないと自信を持っていきたいので、それも踏まえてうまく縛りができたらなと思います。</p>
事務局	<p>よろしくお願いします。古賀さん、最後に一言いかがでしょうか。</p>
古賀委員	<p>初めて参加しましたが、一事業者として、自分はどこまでできているのかドキドキしながら聞いていましたが、これから自分たちの業界が持続可能な形にできるよう、ぜひ協力させていただければと思います。よろしくお願いします。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツアーリズム推進協議会

事務局	ありがとうございます。
事務局	予定より時間が押してしまいましたが、これにて第1回専門部会を終了いたします。